

業 務 概 要

令 和 6 年 版
＜令 和 5 年 度 実 績＞



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

札幌市児童相談所

児 童 憲 章

(昭和26年5月5日宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年（平成元年）11月20日に国連総会で全会一致で採択されたものです。

わが国は、1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准を行い、同年の5月22日から発効しました。

この条約の主な内容は、以下のとおりです。

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていく必要があります。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

（外務省発行ポスターから）

札幌市子どもの最善の利益を 実現するための権利条例

(平成20年11月7日制定)

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

(同条例前文から)

目 次

I 児 童 相 談 所 の 概 要

1 児童相談所の沿革	1
2 機構及び事務分担	5
3 児童相談所職員体制	7
4 児童相談所所管施設概要	10

II 相 談 業 務

1 相談種別と内容	
(1) 相談種別	11
(2) 相談細目	12
2 相談の流れと関係機関	16
3 相談受理の状況	
(1) 相談種別受理状況	17
(2) 年齢別受理状況	18
(3) 区別相談受理の概況	19
(4) 経路別受理状況	20
(5) 相談細目別受理状況	21
4 児童虐待の状況	
(1) 虐待の内容	26
(2) 主な虐待者	27
(3) 被虐待児の年齢構成	28
(4) 処遇種別	28
(5) 通告・相談経路別認定件数	29
(6) 児童虐待の通告受付件数	30
(7) 子ども安心ホットラインの運営状況	31
(8) 児童虐待対応業務の状況	32
5 処遇の内容	34
6 相談処理状況	
相談種類別処理件数	35
年度別・区別対応件数	36
措置停止・措置中等の調査・診断・指導、養護相談の理由別処理件数	37
7 家族支援事業	38
8 メンタルフレンド事業	39
9 里親・里子の状況	
(1) 里親制度の意義	40
(2) 里親・里子の現状	40
(3) 里親制度の拡充	40
10 児童家庭支援センター	43

Ⅲ 判 定 業 務

- 1 判定業務の状況
 - (1) 診断及び検査の状況…………… 45
 - (2) 医学的診断・在宅重症心身障がい児（者）への訪問診断の状況…………… 49
 - (3) 保健センターの健診後の精密健診の状況…………… 49
- 2 通所指導・心理療法の状況
 - (1) 通所指導、心理治療の状況…………… 50
 - (2) 小・中学生等の長期通所指導の状況…………… 50
 - (3) 医師による保護者へのカウンセリングの状況…………… 51

Ⅳ 一 時 保 護 業 務

- 1 一時保護業務の概要…………… 52
- 2 入所の状況
 - (1) 一時保護の概況…………… 52
 - (2) 年齢別入所状況…………… 53
- 3 一時保護児童の生活…………… 54
- 4 退所の状況…………… 55
- 5 年齢別相談種別一時保護件数（受付）…………… 56

Ⅴ 家 庭 児 童 相 談 室

- 1 家庭児童相談室
 - (1) 家庭児童相談室の相談状況…………… 57
 - (2) 各区要保護児童対策地域協議会実務者会議、個別検討会議の状況…………… 60

Ⅵ 療 育 指 導 業 務

- 1 療育指導業務の概要
 - (1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）…………… 61
 - (2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）…………… 62

Ⅶ 施 設 福 祉 等

- 1 児童福祉施設等の概要…………… 68
- 2 民間児童福祉施設等助成事業…………… 71

Ⅷ 資 料

- 1 関係機関名簿…………… 73
- 2 児童福祉施設（関係分）…………… 79
- 3 相談関係機関電話番号一覧…………… 86

I 児童相談所の概要

平成 10 年 4 月 1 日	発達相談係、主査（療育）を相談判定課から児童育成課に所属替するとともに主査（療育）を療育指導係に、児童育成課を児童療育課と改称した。 また、一時保護係を児童育成課から相談判定課に所属替えするとともに発達医療センターを児童療育課所管とした。なお、機構改革に伴い、青少年女性部所管の少年育成センターが児童福祉総合センターの所管となった。
平成 12 年 4 月 1 日	機構改革により、少年育成センターが児童家庭部の所管となった。
平成 14 年 4 月 1 日	機構改革により、児童福祉総合センターは児童家庭部に属することになった。 また、児童虐待対応担当課長及び児童虐待対応担当係長を設置するとともに、相談担当係長を廃止し、相談三係（係長）を設置した。
平成 15 年 4 月 1 日	発達相談係が児童療育課から相談判定課に所属替えとなる。 また、児童相談所担当部長及び発達支援担当課長、児童虐待相談担当係長を設置した。
平成 16 年 4 月 1 日	機構改革により、児童家庭部が子ども未来局として独立し、児童福祉総合センターは単独の部となった。
平成 17 年 4 月 1 日	医務担当課長を設置するとともに、児童虐待相談担当係長を増設した。
平成 18 年 4 月 1 日	児童虐待相談担当係長（保健師）を配置した。
平成 19 年 4 月 1 日	発達相談係を組替え、相談四係を設置した。
平成 20 年 4 月 1 日	児童虐待相談担当係長を増設した。
平成 21 年 4 月 1 日	児童虐待相談担当係長を増設した。
平成 21 年 12 月 25 日	一時保護所児童の定員を 30 人から 36 人に増員した。
平成 22 年 4 月 1 日	児童療育課に企画担当係（係長）を設置した。また、医務担当課長を廃止した。 相談判定課「児童虐待対応担当/児童虐待相談担当」を名称変更した。 （緊急対応担当・調整担当・調査担当）
平成 23 年 4 月 1 日	各区保健福祉部健康・子ども課に「家庭児童相談室」を設置した。

I 児童相談所の概要

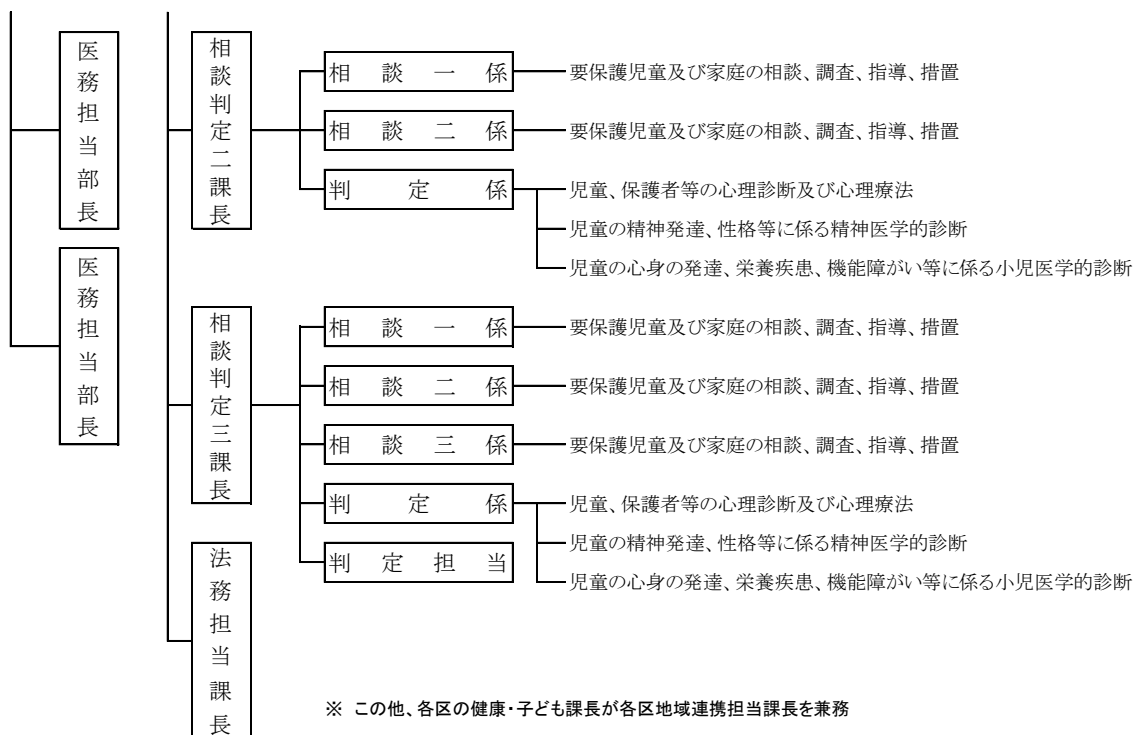
平成 26 年 4 月 1 日	相談判定課を相談判定一課に名称変更し、新たに相談判定二課を設置。 また、緊急対応担当課長を廃止し地域連携担当課長を設置した。
平成 26 年 4 月 28 日	かしわ学園及びひまわり整肢園が児童心療センター内に移転した。
平成 27 年 4 月 1 日	機構改革により、はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園、ひまわり整肢園、発達医療センターを保健福祉局に移管した。 また、部の名称を児童福祉総合センターから児童相談所に変更し、児童福祉総合センター所長を児童相談所長とし、児童相談所担当部長を廃止した。あわせて、地域連携課を新設し、児童療育課を廃止した。また、一時保護係、地域連携担当を相談判定一課から地域連携課に移管した。
平成 27 年 7 月	児童福祉総合センターの老朽化及び一時保護所の定員増員のための改修工事を開始する。 改修工事の開始に伴い、一時保護所を仮施設（定員 30 人）に移転した。
平成 28 年 4 月	一時保護所の改修工事が完了し、定員を 36 人から 50 人に増員して児童福祉総合センターでの一時保護業務を再開した。あわせて、一時保護係を一時保護一係（男子棟を担当）に名称変更し、新たに一時保護二係（女子・幼児棟を担当）を設置した。 また、各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、主査（相談・支援）を家庭児童相談担当係長とし、新たに配置した一般職と家庭児童相談員（非常勤職員）の 3 名体制となった。
平成 29 年 4 月	相談判定一課に相談三係を設置した。 また、保健福祉局子ども発達支援総合センターと兼務で医務担当部長 3 名と医務担当課長 1 名を配置した。
平成 30 年 4 月	相談判定二課に相談三係を設置した。
平成 31 年 4 月	相談判定一課に相談四係を設置した。
令和元年 10 月	地域連携課に緊急対応担当課を新設し、緊急対応担当部長と緊急対応担当課長を設置した。あわせて、相談判定一課と相談判定二課の調査担当係を緊急対応担当課に移管した。
令和 2 年 4 月	児童相談所担当局長を新設し、児童相談所長事務取扱とした。また、医事担当部長を新設した。さらに、相談判定一課に里親担当係を新設した。 各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、東、白石、豊平及び西区で担当職員 1 名をそれぞれ増員し、各区 3～4 名体制

I 児童相談所の概要

とした。また、家庭児童相談システムの稼働を開始した。

令和3年4月	施設入所児童等の家庭復帰を促進するため、家庭支援課を新設し、地域連携課の療育指導係、一時保護一・二係及び相談判定一課の里親担当係を移管するとともに、地域支援係及び仮設一時保護所の開設に向けて一時保護三係を新設した。また、法務担当課長を新設した（着任は7月1日付）。 各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、東、白石、西区で担当職員を1名増員した。
令和3年7月	子育てデータ管理プラットフォームの運用を開始した。
令和3年11月	仮設一時保護所（小学生が入所する棟で、一時保護三係が担当）を開設し、定員を50名から70名に増員した。
令和4年4月	各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、豊平区で担当職員を1名増員するとともに、全区に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を1名ずつ増員した。また、各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けた。
令和5年4月	2か所目の児童相談所の開設準備業務のため地域連携課に第二児童相談所担当課長及び第二児童相談所担当係長を新設した。また、一時保護所を専任で統括するため家庭支援課に一時保護担当課長を新設した。
令和6年4月	（仮称）第二児童相談所の開設に向け、第二児童相談所担当部長、相談判定三課長を新設した。また、北海道警察と課長職の相互派遣による調査担当課長を新設した。

I 児童相談所の概要



I 児童相談所の概要

(令和6年8月1日現在)

課	係 名	区分	合計	事 務 吏 員					技 術 吏 員							そ の 他			
				計	局 部 長 職	課 長 職	係 長 職	事 務 職	計	部 長 職	課 長 職	係 長 職	セラ ピ ス ト	保 健 師	保 育 士	栄 養 士	計	調 理 員	運 転 手
一 時 保 護 担 当 課	一時保護 一係	定数	12	12		1	1	10	0								0		
		現員	12	10		1	1	8	2						2		0		
		増減	0	-2	0	0	0	-2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	一時保護 二係	定数	16	1			1		15						15		0		
		現員	16	4			1	3	12						12		0		
		増減	0	3	0	0	0	3	-3	0	0	0	0	0	-3	0	0	0	0
	一時保護 三係	定数	15	8			1	7	7						7		0		
		現員	15	10			1	9	5						5		0		
		増減	0	2	0	0	0	2	-2	0	0	0	0	0	-2	0	0	0	0
	計	定数	43	21	0	1	3	17	22	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0
		現員	43	24	0	1	3	20	19	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0
		増減	0	3	0	0	0	3	-3	0	0	0	0	0	-3	0	0	0	0
相 談 判 定 一 課	相談一係	定数	8	8		1	1	6	0								0		
		現員	8	8		1	1	6	0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談二係	定数	7	7			1	6	0								0		
		現員	8	8			1	7	0								0		
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談三係	定数	6	6			1	5	0								0		
		現員	7	7			1	6	0								0		
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定係	定数	9	9			1	8	0								0		
		現員	10	9			1	8	1				1				0		
		増減	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	判定担当係	定数	1	1			1		0								0		
		現員	1	1			1		0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	31	31	0	1	5	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	34	33	0	1	5	27	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		増減	3	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
相 談 判 定 二 課	相談一係	定数	7	7		1	1	5	0								0		
		現員	8	8		1	1	6	0								0		
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談二係	定数	7	7			1	6	0								0		
		現員	7	7			1	6	0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定係	定数	9	9			1	8	0								0		
		現員	10	10			1	9	0								0		
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	23	23	0	1	3	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	25	25	0	1	3	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

I 児童相談所の概要

(令和6年8月1日現在)

課	係 名	区分	合計	事 務 吏 員					技 術 吏 員							そ の 他			
				計	局 部 長 職	課 長 職	係 長 職	事 務 職	計	部 長 職	課 長 職	係 長 職	セラ ピ ス ト	保 健 師	保 育 士	栄 養 士	計	調 理 員	運 転 手
相 談 判 定 三 課	相談一係	定数	6	6		1	1	4	0							0			
		現員	7	7		1	1	5	0							0			
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相談二係	定数	5	5			1	4	0							0			
		現員	5	5			1	4	0							0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	相談三係	定数	5	5			1	4	0							0			
		現員	5	5			1	4	0							0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判定係	定数	9	9			1	8	0							0			
		現員	10	10			1	9	0			0				0			
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	判定担当係	定数	1	1			1		0							0			
		現員	1	0			0		1			1				0			
		増減	0	-1	0	0	-1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	26	26	0	1	5	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	28	27	0	1	4	22	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		増減	2	1	0	0	-1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
法 務 担 当 課	法務担当	定数	1	1		1		0								0			
		現員	1	1		1		0								0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	定数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
部 合 計		定数	180	145	2	8	27	108	34	0	0	1	0	0	32	1	1	0	1
		現員	201	163	2	9	30	122	37	2	0	3	1	1	29	1	1	0	1
		増減	21	18	0	1	3	14	3	2	0	2	1	1	-3	0	0	0	0

※ 会計年度任用職員は職員の合計には含まない。

【参考】会計年度任用職員の内訳（現員）

- 地域連携課 管理係…事務員 2、栄養士 1、調理員 11、子ども安心ホットライン相談員 10
- 緊急対応担当課 調査担当…児童虐待対応支援員 2、休日夜間児童虐待対応支援員 8
- 家庭支援課 地域支援係…事務員 1、里親対応専門員 3
- 療育指導係…心理療法士 7、保育士 3
- 一時保護担当課 一時保護一係…昼間児童生活指導員 3、夜間児童生活指導員 5、学習指導員 2
- 心理療法担当職員 1、看護師 1
- 一時保護二係…昼間児童生活指導員 6、夜間児童生活指導員 9、学習指導員 2
- 心理療法担当職員 1
- 一時保護三係…昼間児童生活指導員 4、夜間児童生活指導員 6、学習指導員 2
- 心理療法担当職員 1
- 相談判定一課 判定係…児童心理司 3
- 相談判定二課 判定係…児童心理司 2
- 相談判定三課 判定係…児童心理司 2

Ⅱ 相談業務

種 別		内 容
育 成 相 談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 （非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

（２）相 談 細 目

相談種別	細 目	内 容
養 護	父家出	父の家出により、養護事情が生じたもの
	母家出	母の家出により、養護事情が生じたもの
	離婚	父母離婚により、養護事情が生じたもの
	死亡	保護者の死亡により、養護事情が生じたもの
	父母傷病	父母の傷病により、養護事情が生じたもの
	家族傷病	家族の傷病で保護者がその看護（入院付添い等）にあるため養護事情が生じたもの
	受刑・こう留	保護者の受刑服役又はこう留により、養護事情が生じたもの
	心身障がい	保護者が身体障がい、知的障がい、又は精神疾患のため養護事情が生じたもの
	就労	保護者の就労により、養護事情が生じたもの
	家庭不和	家族間の葛藤が主因で養護事情が生じたもの
	置き去り	保護者が子を病院、親族、知人宅、保育所等に預けたまま行方をくらまし、要保護性が生じたもの
	棄児	棄児として発見、保護されたもの
	虐待	保護者から身体的暴行、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせられたと認められるもの、ないしは著しい心理的外傷が与えられたと認められたもの、著しい放任・非教育的養育環境が認められたもの
	養育拒否	保護者の養育拒否感情が基底に有り、養育困難としているもの
	監護不適當	保護者等の責任能力、性格上の問題等で養育が適當でないもの
	迷児	迷児として保護されたもの
	未婚の母	未婚の母が出産した児童の養育に関する相談

Ⅱ 相談業務

相談種別	細 目	内 容
養 護	出産	母の出産という事情の発生により、養護事情が生じたもの
	養子縁組	児童の養子縁組に関するもの（家庭裁判所からの調査嘱託を含む。ただし里親申出等は含まない。）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の児童の養育に関する相談
保 健		虚弱児、肥満又は疾患を有する児童についての相談
肢体 不自由	施設対象	医療型障害児入所施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	医療型障害児入所施設に本入院となるもの（待機を含む）
	親子入院	医療型障害児入所施設に親子入院となるもの（ ” ）
	援護	満 15 歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	その他	上記以外の肢体不自由相談
視聴覚 障がい	視覚障がい	盲、弱視、色盲など視覚障がいに関する相談
	聴覚障がい	ろう、難聴など聴覚障がいに関する相談
言語発達障 がい等	入所中経過	施設入所中の再判定
	言語障がい	啞、吃音、構音障がい、失語等言語障がいに関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の言語発達障がい等相談
重症心身 障がい	施設対象	重症心身障害児施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	本入院となるもの（ ” ）
	親子入院	親子入院となるもの（ ” ）
	訪問	重症心身障がい訪問対象（訪問実施、訪問待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	援護	障害福祉サービス利用が適当と認められ、保健福祉部に通知するもの
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	その他	上記以外の重症心身障がい相談

Ⅱ 相談業務

相談種別	細 目	内 容
知的 障がい	施設対象	障害児入所施設（北海道立子ども総合医療・療育センター親子入院除く）入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満 15 歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	療育手帳、特別児童扶養手当、福祉手当、幼稚園・障がい児保育園等の申請にかかる判定を求めるもの
	親子入院	親子入院となるもの（入所又は待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の知的障がい相談
発達 障がい	施設対象	障害児入所施設入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満 15 歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	その他の発達障がい相談
ぐ犯行為等	持出	自宅からの金品持ち出しに関する相談
	家出・無外・浮浪	家出、無断外出、外泊、浮浪徘徊に関する相談
	乱暴・反抗	乱暴な行為、保護者や教師への不服従、反抗に関する相談
	性的問題	不純異性交遊、性的悪戯等、性的な問題行為に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火・ろう火・失火に関する相談
	薬物乱用	シンナー吸引、睡眠薬等の乱用に関する相談
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	その他触法行為には至らない不良な素行に関する相談
触法行為等	窃盗	窃盗に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火、ろう火、失火に関する相談
	薬物乱用	覚醒剤、違法薬物等の乱用に関する相談
	性的問題	卑猥行為、強制性交等、性的な問題行為に関する相談

Ⅱ 相談業務

相談種別	細 目	内 容
触法行為等	凶暴・傷害・恐喝	他者への暴行、傷害、恐喝に関する相談
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の触法行為に関する相談
性格行動	精神身体的問題	頭痛、腹痛、チック、脱毛、遺尿、夜尿等、身体症状として現れるもの
	行動上の問題	非行に付随しない家庭内暴力、習癖（身体を習慣的にいじる抜毛、緘黙、爪かみ、かんしゃく等行動上に現われるもの）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外で児童の人格の発達上問題となる性格に関する相談
不登校	不登校	不登校及び登園拒否（幼児）の原因が、自我形成の未熟などで神経症状を呈し、心因性と考えられるもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	低劣な養育環境もしくは、教育環境に起因して不登校が習慣化していると考えられるもの
適性	適性	進路選択等、進路適性に関する相談（障がいにかかるものは除く）
	その他	上記以外で主として心理検査を要望する相談
育児・しつけ	育児	育児に関する諸問題の相談
	その他	上記以外のしつけ相談
その他	友人関係	交友関係、友達との間のトラブル等に関するもの
	学習関係	宿題、勉強、成績等に関するもの（就学・適性に関するものは除く）
	家族関係	親子関係、同胞関係に関するもの
	学校関係	先生との関係、部活・校則、体罰等学校全般に関するもの
	男女交際	異性との付き合い、恋愛等に関するもの
	性・身体	性（身体）的関心、興味に関するもの（保健相談に関するものは除く）
	その他	上記相談種別のいずれにも該当しない相談

Ⅱ 相談業務

(2) 年齢別受理状況

年齢別受理件数を見ると、近年は児童の面前DVによる警察からの通告数が増加し、乳幼児から小学生まで低年齢層の占める割合が多い。

図2 年齢別受理の状況

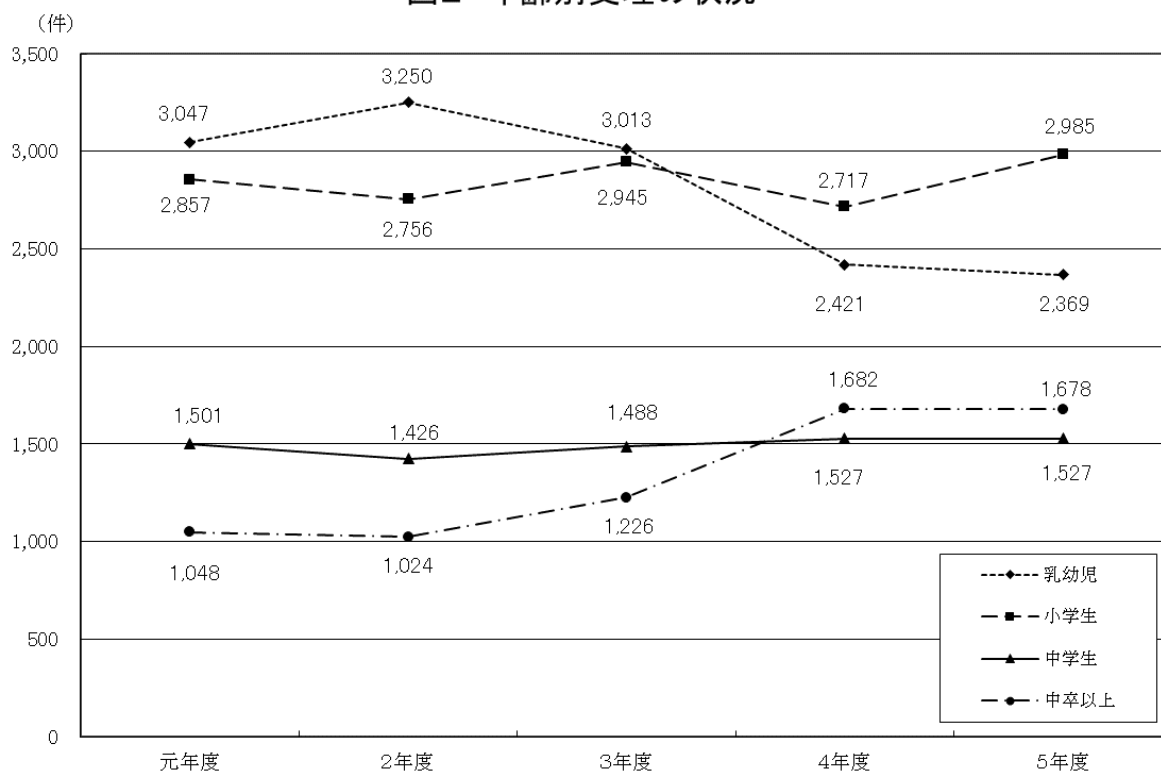


表2 年齢別受理件数(推移)

区分 年度	0 ～ 5 歳			6 ～ 11 歳			12 ～ 14 歳			15 歳 以 上			計		
	乳 幼 児			小 学 生			中 学 生			中 卒 以 上					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
元年度	1,738	1,309	3,047	1,703	1,154	2,857	891	610	1,501	576	472	1,048	4,908	3,545	8,453
2 年度	1,871	1,379	3,250	1,569	1,187	2,756	832	594	1,426	499	525	1,024	4,771	3,685	8,456
3 年度	1,722	1,291	3,013	1,712	1,233	2,945	862	626	1,488	642	584	1,226	4,938	3,734	8,672
4 年度	1,338	1,083	2,421	1,585	1,132	2,717	901	626	1,527	894	788	1,682	4,718	3,629	8,347
5年度	1,353	1,016	2,369	1,809	1,176	2,985	883	644	1,527	901	777	1,678	4,946	3,613	8,559

(3) 区別相談受理の概況

令和4年度と5年度の比較では白石区の受理件数の伸びが最も大きく、次いで清田区、厚別区、中央区の順となっている。

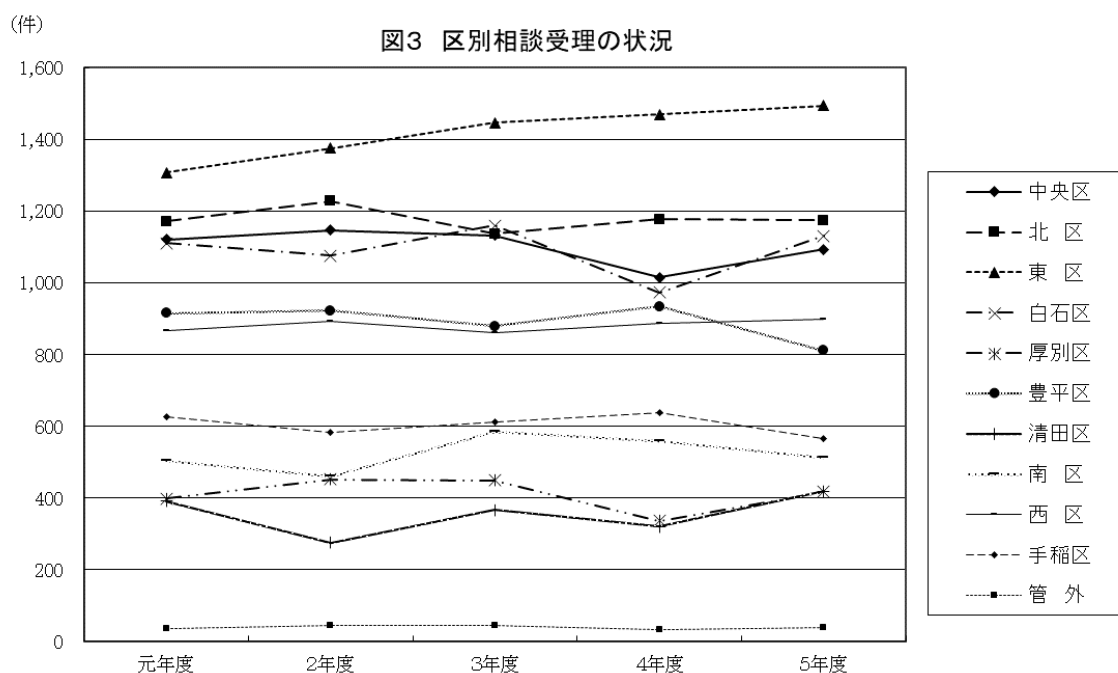


表3 区別相談受理件数(推移)

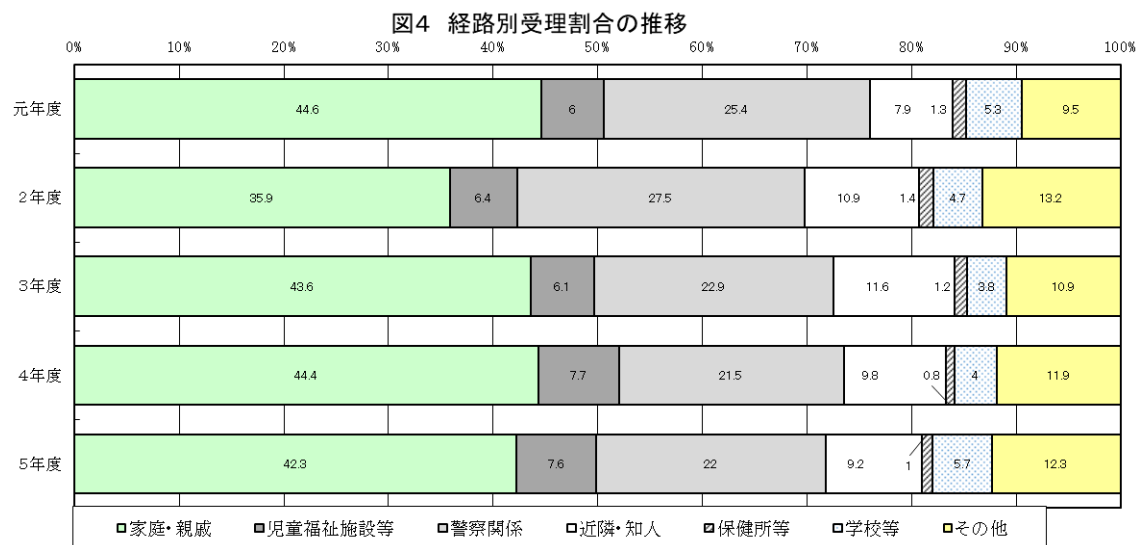
(単位:件)

区別 年度	中央 区	北 区	東 区	白 石 区	厚 別 区	豊 平 区	清 田 区	南 区	西 区	手 稲 区	管 外 等	計	(再掲) 新規受 理
元年度	1,121	1,171	1,307	1,111	398	916	392	505	867	628	37	8,453	3,534
2年度	1,147	1,228	1,375	1,076	452	923	275	461	892	582	45	8,456	3,584
3年度	1,133	1,137	1,446	1,160	449	879	367	585	860	612	44	8,672	3,128
4年度	1,016	1,177	1,470	973	337	934	321	560	888	637	34	8,347	3,097
5年度	1,093	1,175	1,495	1,131	418	811	419	513	900	566	38	8,559	3,211

Ⅱ 相談業務

(4) 経路別受理状況

相談経路別では、「家庭・親戚・保護者」からの相談が3,619件(42.3%)と最も多い。次いで「警察等」1,879件(22.0%)、「近隣・知人」785件(9.2%)、「児童福祉施設・指定医療機関等」652件(7.6%)の順となっている(その他等を除く)。



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

表4 経路別受理件数(推移)

(単位:件)

経路別 年度	都 道 府 県 市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	家庭・親戚	近隣・知人	児童本人	その他の	合計
	福祉事務所・児童相談所	児童委員	保健センター	その他					保健所	医療機関	学校	幼稚園・教育委員会等						
元年度	275	0	87	49	508	12	2,148	4	1	107	418	33	175	3,771	667	54	144	8,453
2年度	520	0	124	23	539	10	2,323	4	1	117	379	17	197	3,038	922	74	168	8,456
3年度	334	0	122	47	526	7	1,988	8	1	103	320	8	190	3,778	1,003	78	159	8,672
4年度	363	4	162	30	642	5	1,793	1	0	63	303	30	198	3,706	817	100	130	8,347
5年度	323	0	273	32	652	10	1,879	2	0	87	468	16	209	3,619	785	73	131	8,559
男	181	0	152	16	362	7	994	0	0	41	225	10	114	2,318	418	27	81	4,946
女	142	0	121	16	290	3	885	2	0	46	243	6	95	1,301	367	46	50	3,613

(5) 相談細目別受理状況

ア 養護相談

養護相談は4,407件と前年度より369件減少している。養護相談全体に占める「児童虐待」(表中の「虐待」・「養育拒否」・「監護不適當」・「置き去り」・「棄児」をいう。)の割合は59.6%(2,627件)と、全体の半数以上を占めている。

表5-1 養護相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	養 護 相 談											
	父 家 出	母 家 出	父 母 離 婚	父 母 死 亡	父 母 傷 病 含 む 入 院	家 族 傷 病 含 む 入 院	父 母 受 刑 ・ 拘 留	父 母 心 身 障 が い	父 母 就 労	家 庭 不 和	置 き 去 り	棄 児
元年度	0	8	12	7	155	6	34	15	21	188	2	0
2年度	1	3	1	11	186	6	24	8	20	185	2	0
3年度	2	0	9	5	192	10	16	29	22	209	3	0
4年度	0	6	6	16	167	3	14	22	29	213	4	0
5年度	0	0	0	14	133	6	1	8	5	151	0	0

種別 年度	養 護 相 談								計
	虐 待	養 育 拒 否	監 護 不 適 当	迷 児	未 婚 の 母	出 産	そ の 他	入 所 中 経 過	
元年度	2,107	44	248	0	30	11	1,111	616	4,615
2年度	2,313	47	200	0	24	33	1,296	678	5,038
3年度	2,214	43	142	0	19	18	995	652	4,580
4年度	2,064	39	122	1	27	14	721	700	4,168
5年度	2,459	56	112	0	31	13	766	650	4,407

Ⅱ 相談業務

イ 障がい相談

障がい相談の受理件数は、令和５年度は2,707件であった。

障がい相談に占める割合は、「知的障がい相談」が2,028件（74.9%）と最も多く、次いで「発達障がい等相談」377件（13.9%）、「肢体不自由相談」268件（9.9%）となっている。

表５－２ 障がい相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	肢体不自由相談														
	本 入 院	親 子 入 院	通 園	筋 萎 縮 症	療 護	援 護	手 帳 ・ 諸 手 当	障 が い サ ー ビ ス	施 設 対 象	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	168	98	0	0	0	1	11	2	2	0	0	0	0	3	285
２年度	139	87	0	0	0	2	6	6	5	0	0	0	0	0	245
３年度	103	109	0	0	0	1	2	8	2	0	0	0	0	0	225
４年度	140	139	0	0	0	1	1	3	2	0	0	0	0	1	287
５年度	129	128	0	0	0	1	2	5	3	0	0	0	0	0	268

種別 年度	視聴覚障がい相談				言語発達障がい等相談								
	視 覚 障 が い	聴 覚 障 が い	入 所 中 経 過	小 計	発 達	言 語 障 が い	通 園	手 帳 ・ 諸 手 当	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	2	0	0	2	0	2	0	30	2	0	0	8	42
２年度	1	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	3	10
３年度	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7
４年度	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
５年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※障がい相談については次頁に続く

Ⅱ 相談業務

種別 年度	重症心身障がい相談													
	施設 対象	本 入 院	親 子 入 院	援 護	障 がい サー ビス	通 園	訪 問	手 帳 ・ 諸 手 当	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	12	1	0	0	16	0	0	9	0	0	0	0	5	43
2年度	20	0	0	0	11	0	0	3	0	0	0	0	2	36
3年度	13	1	0	1	14	0	0	4	0	0	0	0	1	34
4年度	13	0	0	0	9	0	0	7	0	0	0	0	1	31
5年度	16	0	0	0	8	0	0	7	0	1	0	0	2	34

種別 年度	知的障がい相談													
	施設 対象	〃 (重 度)	発 達	通 園	手 帳 ・ 諸 手 当	援 護	障 がい サー ビス	親 子 入 院	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	22	0	20	0	1,620	36	61	3	0	6	0	0	7	1,775
2年度	35	0	18	0	1,006	35	74	0	0	2	0	0	9	1,179
3年度	31	0	8	0	1,632	28	74	2	0	7	0	0	4	1,786
4年度	34	0	9	0	1,657	44	58	1	0	4	0	0	8	1,815
5年度	30	0	11	0	1,838	55	86	0	0	4	0	0	4	2,028

種別 年度	発達障がい相談													計
	施設 対象	〃 (重 度)	通 園	発 達	手 帳 ・ 諸 手 当	援 護	障 がい サー ビス	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計	
元年度	1	0	0	77	141	0	141	0	6	0	0	9	375	2,522
2年度	2	0	0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	1,965
3年度	2	0	0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	2,546
4年度	0	0	0	72	210	1	184	0	10	0	0	9	486	2,621
5年度	1	0	0	71	152	2	140	0	0	0	0	11	377	2,707

Ⅱ 相談業務

ウ 非行相談

「ぐ犯行為等相談」のうち最も多いのは「家出・無断外泊・浮浪」(31 件)で、次いで「乱暴・反抗」が16件と続く。「触法行為等相談」では「窃盗」を主訴とする相談が最も多く、17件となっている。

表5-3 非行相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	ぐ犯行為等相談								
	虚言・持出	家出・無外・浮浪	乱暴・反抗	性的問題	放火・ろう火・失火	怠学	その他	入所中経過	小計
元年度	5	39	9	12	0	0	9	8	82
2年度	12	52	26	13	0	0	6	7	116
3年度	8	54	15	5	0	0	4	5	91
4年度	6	39	16	10	1	0	3	4	79
5年度	1	31	16	7	0	0	6	1	62

種別 年度	触法行為等相談								計
	窃盗	放火・ろう火・失火	シンナー・ボンド	凶暴・傷害・恐喝	性的問題	その他	入所中経過	小計	
元年度	23	1	0	4	8	1	1	38	120
2年度	15	0	0	11	6	3	1	36	152
3年度	21	3	0	9	8	10	3	54	145
4年度	24	1	0	8	6	6	2	47	126
5年度	17	2	0	10	7	6	1	43	105

エ 育成相談

細目別に見ると、「性格行動相談」が最も多く、なかでも「行動上の問題」が252件であり、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなどの対人関係の問題や、家庭内暴力などの問題を抱える子どもが多い。これらの相談の子どもの中には、発達障がいの傾向が見受けられる場合もある。

表5-4 育成相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	性 格 行 動 相 談					不 登 校 相 談				適性相談					
	精神身体的問題	行動上の問題	その他	入所中経過	小計	不登校	その他	入所中経過	小計	進路相談	学業不振	適性	その他	入所中経過	小計
元年度	7	301	8	51	367	53	1	1	55	0	0	0	0	0	0
2年度	11	330	10	27	378	34	2	0	36	0	0	0	0	0	0
3年度	12	311	4	30	357	37	3	1	41	0	0	1	0	0	1
4年度	9	248	7	7	271	34	2	0	36	0	0	1	0	0	1
5年度	8	252	5	9	274	22	0	0	22	0	0	0	0	0	0

種別 年度	育 児 ・ し つ け 相 談					計
	育児	経過観察	その他	入所中経過	小計	
元年度	14	0	0	0	14	436
2年度	12	0	6	0	18	432
3年度	14	0	0	0	14	413
4年度	9	0	1	0	10	318
5年度	11	0	0	0	11	307

(2) 主な虐待者

令和5年度は前年度と比較して、実母による虐待の占める割合が増加している。

(単位：人)

	父		母		その他	合 計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
3 年度	1042 39.7%	215 8.2%	1072 40.8%	14 0.5%	59 2.2%	2,402 100%
4 年度	1,037 39.5%	200 7.6%	924 35.2%	8 0.3%	60 2.3%	2,229 100%
5 年度	1,060 40.4%	228 8.7%	1,266 48.2%	17 0.6%	56 2.1%	2,627 100%

※増減数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図3 主な虐待者内訳(5年度)

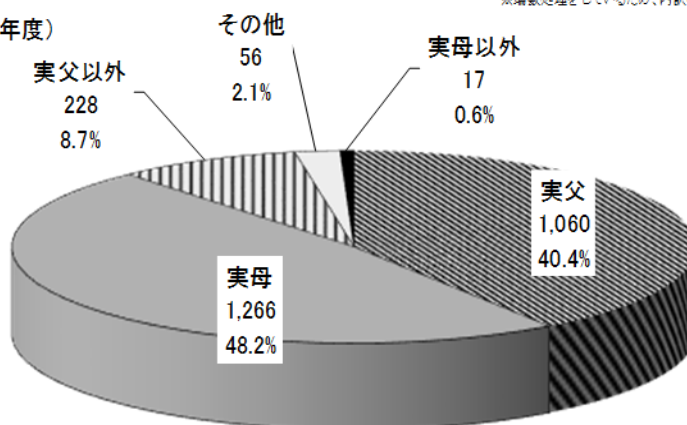
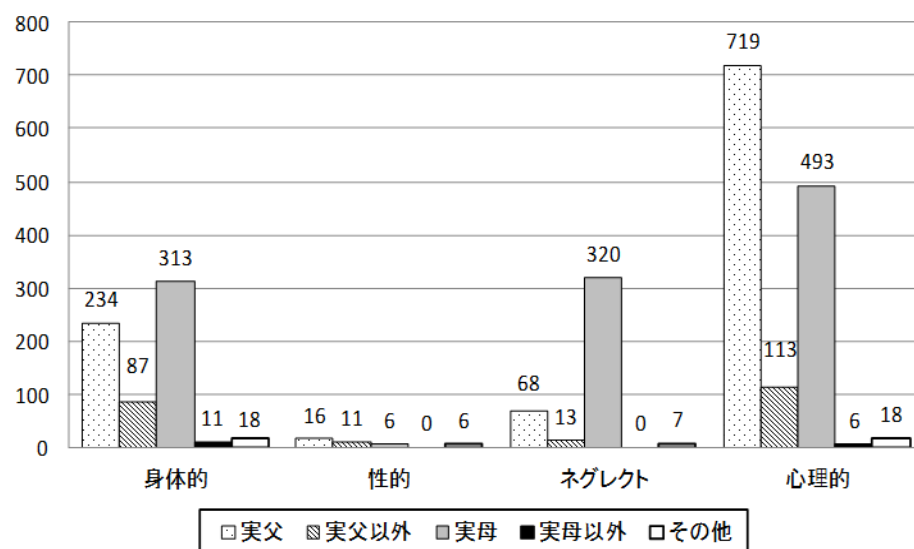


図4 主たる虐待者と虐待種別内訳(5年度)



主たる虐待者別に令和5年度の虐待種別をみると、心理的虐待は実父によるものが719件と最も多く、ネグレクトは実母によるものが320件と最も多かった。

Ⅱ 相談業務

(3) 被虐待児の年齢構成

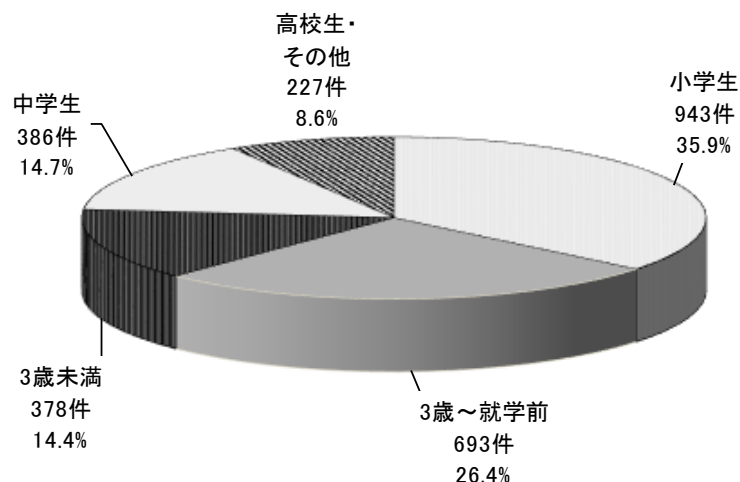
「小学生」の割合が最も高くなっているが、「3歳未満」と「3歳～就学前」を合計した未就学児の件数は多くなっており、引き続き未就学児童の割合が4割を超えている。

(単位：人)

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	合 計
3年度	411 15.6%	578 22.0%	873 33.2%	363 13.8%	177 6.7%	2,402 100%
4年度	340 12.9%	602 22.9%	754 28.7%	331 12.6%	202 7.7%	2,229 100%
5年度	378 14.4%	693 26.4%	943 35.9%	386 14.7%	227 8.6%	2,627 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図5 被虐待児の年齢構成と虐待種別内訳(5年度)



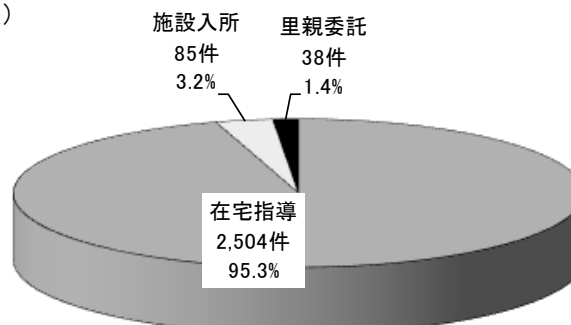
(4) 処遇種別

令和5年度の処遇別では、在宅指導が2,504件と最も多い。在宅指導には児童福祉司指導、継続指導、助言指導等が含まれる。

(単位：人)

	在宅指導	施設入所	里親委託	合 計	左記処遇のうち、一時保護所入所者数(内委託分)
3年度	2,308	75	19	2,402	328(167)
4年度	2,166	37	26	2,229	360(188)
5年度	2,504	85	38	2,627	388(209)

図6 処遇種別内訳(5年度)



(5) 通告・相談経路別認定件数

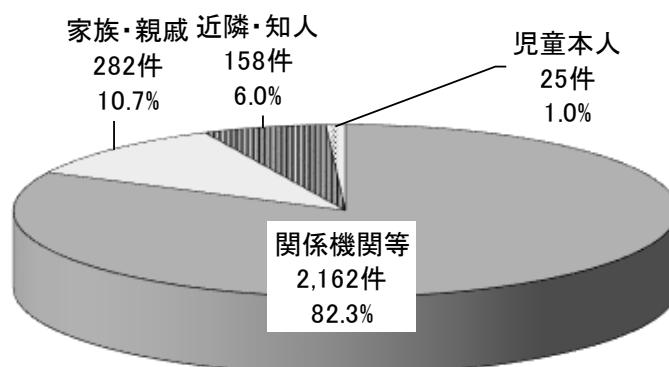
通告・相談経路別では、警察をはじめとする関係機関からを経路とするものが最も多く、全体の8割以上を占めている。

(単位：人)

			3 年 度	割 合	4 年 度	割 合	5 年 度	割 合
家 族	虐待者 本人	父 親	24	1.0%	32	1.2%	28	1.1%
		母 親	204	8.9%	150	5.7%	132	5.0%
		その他	2	0.1%	1	0.0%	2	0.1%
	虐待者 以外	父 親	11	0.4%	12	0.5%	24	0.9%
		母 親	43	1.9%	48	1.8%	34	1.3%
		その他	18	0.8%	12	0.5%	28	1.1%
親 戚			13	0.6%	30	1.1%	34	1.3%
児 童 本 人			23	1.0%	32	1.2%	25	1.0%
近 隣・知 人			141	6.2%	113	4.3%	158	6.0%
関 係 機 関 等	福祉事務所・児童委員等		100	4.4%	107	4.1%	110	4.2%
	保健センター		30	1.3%	41	1.6%	67	2.6%
	保育所・児童福祉施設等		30	1.3%	69	2.6%	116	4.4%
	医療機関等		49	2.1%	15	0.6%	42	1.6%
	学 校 等		193	8.4%	124	4.7%	291	11.1%
	警 察		1,469	64.3%	1,388	52.8%	1,485	56.5%
	そ の 他		52	2.3%	55	2.1%	51	1.9%
合 計			2,402	105%	2,229	85%	2,627	100%

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図7 通告・相談経路別認定内訳(5年度)



Ⅱ 相談業務

(6) 児童虐待の通告受付件数

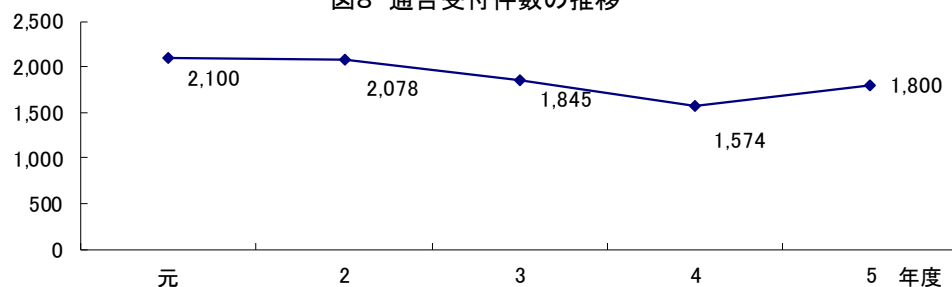
ア 通告受付件数

令和5年度における通告受付件数は1,800件であり、前年度からやや増加した。

(単位：世帯)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通告件数（世帯数）	2,100	2,078	1,845	1,574	1,800
増減率	-	▲1.0%	▲11.2%	▲14.7%	14.4%
通告のうち虐待認定（件）	1,014	1,163	1,050	855	1,107
参考 通告件数（児童数）	2,510	3,150	2,668	2,280	2,702

図8 通告受付件数の推移



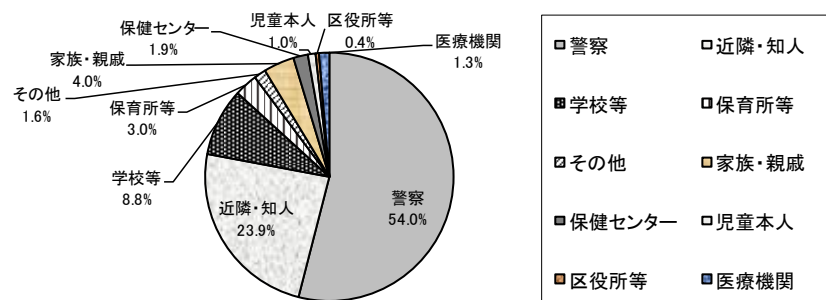
イ 通告経路

通告経路は、令和5年度は警察からのものが972件と最も多く、次に近隣・知人からのものが431件である。この2つの経路で全通告の8割近くを占めている。

(単位：世帯)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家 族	父	29	13	12	8	19
	母	18	10	15	11	16
	その他	9	1	4	6	4
親戚		29	30	22	14	33
児童本人		14	21	20	17	18
近隣・知人		598	567	564	412	431
区役所・児童委員等		19	44	22	14	8
保健センター		8	4	8	24	34
保育所・児童福祉施設等		22	33	35	47	54
医療機関		28	28	23	10	24
学校等		107	83	119	68	159
警察		1150	1187	958	902	972
その他		69	57	43	41	28
合 計		2,100	2,078	1,845	1,574	1,800

図9 児童虐待通告経路内訳(5年度)



(7) 子ども安心ホットラインの運営状況

平成 23 年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設した。夜間・休日は専門の電話相談員が常駐するなど、365 日 24 時間体制で運用している。

ア 相談状況（相談種別内訳）

令和 5 年度中に電話相談員が対応した相談件数は、2,942 件。うち、「その他相談」を除いた件数は 1,670 件である。

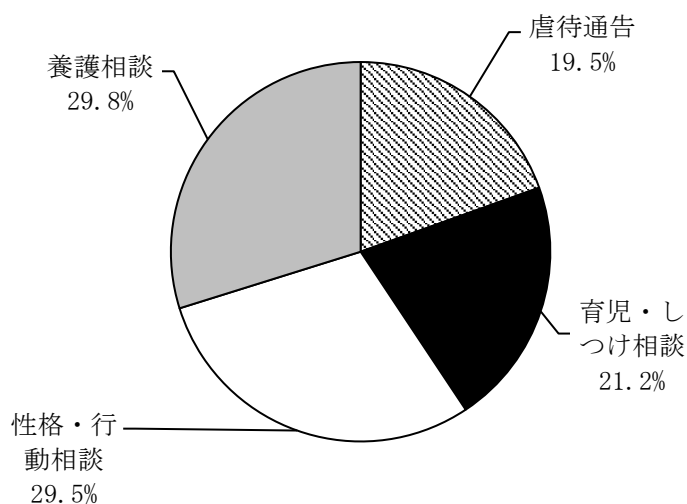
（単位：件）

虐待通告	育児・しつけ	性格・行動	養護相談	その他	合計
326	353	493	498	1,272	2,942

図 10 は、相談種別のうち、問合せ、苦情、子ども以外の相談等が大半を占める「その他（1,272 件）」を除く相談件数 1,670 件の内訳。

最も多いのは「養護相談」の 498 件であり、全体の 29.8%を占めている。

図10 「相談種別」の内訳（令和5年度）



イ 曜日別内訳

1 週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は土曜日で、次いで日曜日であった。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	219	222	204	195	223	314	293

※その他を除いた相談種別の内訳

ウ 時間帯別内訳

日中時間帯（8 時～16 時）以外で 1,286 件対応しており、児童相談所の閉庁時間に多くの相談が入っている。

時間帯	0 時～4 時	4 時～8 時	8 時～12 時	12 時～16 時	16 時～20 時	20 時～24 時
件数	94	89	197	187	560	543

※その他を除いた相談種別の内訳

Ⅱ 相談業務

(8) 児童虐待対応業務の状況

ア 児童虐待の相談・対応体制の強化

(ア) 令和元年 10 月に、新たに緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を配置し、緊急対応担当課を設置。従来、相談判定一課及び二課に配置していた児童虐待通告に係る初期対応業務を担当する職員を緊急対応担当課に集約した。令和 2 年度には、調査担当係長 1 名及び児童福祉司等 7 名を増員するとともに、休日夜間児童虐待対応支援員 7 名を任用した。

令和 4 年度はさらに、係長職 1 名及び児童福祉司等 2 名を増員し、休日及び夜間の児童虐待通告に係る初期対応の体制を整備した。

(イ) 原則、通告から 48 時間以内に児童の安全を確認するため、児童家庭支援センターにも初期調査を委託し、夜間・休日の体制を維持している。令和 2 年度から市内 1 か所の児童家庭支援センターに業務を委託し、児童相談所だけでは対応できない場合の安全確認を行った。

(ウ) 平成 23 年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を開設した。夜間・休日は、専門の電話相談員が常駐(平成 27 年度までは 5 名、平成 28 年度は 7 名、平成 29 年度から 9 名体制、令和 2 年度から 11 名体制)して 365 日 24 時間体制で運用している。

(エ) 従来から児童及び虐待した親に対するカウンセリング等を実施、また、平成 17 年度以降、「機中八策」、「ビデオ子育て支援法」等の手法を導入しケア強化を図っている。

イ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

(ア) 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成 20 年 3 月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会(平成 21 年 11 月までは「札幌市子どもを守るネットワーク会議」の名称)を設置し、令和 6 年 4 月現在、50 機関・団体で構成。また、設置に先がけ、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、平成 19 年 10 月から概ね年 3 回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している(平成 23 年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更)。

(イ) 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成 21 年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議等を通じて関係機関との連携を図っている。

(ウ) 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

新規登録者(研修の受講者)は、令和 6 年 3 月末現在で 20,684 名に上っている。

ウ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

児童虐待防止推進月間(毎年 11 月)を中心に普及啓発活動を行っている。

(ア) オレンジリボン地域協力員全体研修会及び出前講座の実施

例年、10 月から 11 月にかけて、民生委員・児童委員の新任者及び未受講者、保育所、学校等の未受講職員などを含めて研修会を開催している。令和 5 年度は会場にて 3 回、オンライン

にて1回開催し、合計218名が参加した。

また、一般市民や民間企業の希望者を対象に出前講座形式での研修については、令和5年度は29回実施し1,262名が参加した。

(イ) 地下鉄車内広告の掲出

令和5年11月1日（水）から11月30日（木）まで、地下鉄全線全車両の車内までにステッカー広告を掲出した。

(ウ) 市民団体、札幌市による街頭啓発等

令和5年11月10日（金）にチ・カ・ホ（札幌駅前地下歩行広場）憩いの空間において国際ソロプチミストや札幌電気工事業協同組合青年部、札幌キワニスクラブ、札幌リバティライオンズクラブ等ボランティアらとともにオレンジリボン入りの啓発用ティッシュ等を配布した。

各区では、家庭児童相談室が中心となり、11月に啓発用ティッシュの配布等を実施した。

(エ) オレンジリボン講演会の開催

令和5年11月1日（水）にオンライン形式で開催し、当日は27名が参加。令和5年12月22日（金）まで講演会のアーカイブ配信を行い、視聴回数は347回。

(オ) 医師による子ども虐待対応のための説明会の開催

令和6年1月19日（金）、会場にて開催し、94名が参加した。

(カ) 職員のオレンジリボン着用推進

11月の児童虐待防止推進キャンペーン期間を中心に着用するよう、区役所等の職員に配布した。

(キ) 児童虐待防止パネル展の実施

令和5年10月31日（火）から11月9日（木）まで本庁舎1階ロビーにて、令和5年11月10日（金）にチ・カ・ホ（札幌駅前通地下広場）憩いの空間において、児童虐待防止を訴えるパネル展を実施した。

(ク) さっぽろテレビ塔のライトアップ

令和5年11月1日（水）、17時～20時にさっぽろテレビ塔をオレンジ色にライトアップした。

(ケ) 街頭大型ビジョン等を活用した相談機関の案内

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等の児童虐待に関する札幌市の相談窓口についてPRする動画を、チ・カ・ホ（札幌駅前通地下広場）やLEDビジョン（中央区北4条西20丁目）等において放映した。

(コ) 民間企業と連携した児童虐待を防止する取組の実施

市内郵便局において「189」を周知するステッカーの掲出やオレンジリボン地域協力員活動への協力、NTT東日本北海道事業部の所有する車両への「189」を周知するステッカーの貼付、コンビニの市内一部店舗におけるチラシ等の配架など、民間企業と連携の上、児童虐待防止に向けた普及啓発を実施した。

6. 相談処理状況

表1 令和5年度相談種類別対応件数

(単位:件)

区分		対応件数（前年度の繰越分を含む）																未対応件数（年度末現在）		前年度の繰越（再掲）				
		面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭支援センター・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	法的障害者福祉司又は社会福祉主事指導を含む（再掲）	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム委託措置	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障がい児入所施設等への利用契約の	その他	合計	施設入所待機（再掲）	施設入所待機（再掲）			
											入所	通所												
養護相談	児童虐待相談	3,073	724	0	150	1	12	1	1	8	1	112	0	0	71	19	0	0	223	4,396	0	11	0	0
		1,961	309	0	140	1	4	1	1	7	1	75	0	0	38	10		0	68	2,616	0	11	0	0
	その他の相談	1,112	415	0	10	0	8	0	0	1	0	37	0	0	33	9		0	155	1,780	0	0	0	0
保健相談	障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由相談	22	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0		239	5	268	1	0	0	0
	視覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい相談	20	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		10	2	34	5	0	0	0
	知的障がい相談	1,900	5	0	0	0	0	0	0	92	0	0	0	0	0	0		20	11	2,028	1	0	0	0
	発達障がい相談	353	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0		0	17	377	0	0	0	0
非行相談		48	28	3	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0	16	105	0	0	0	0
	ぐ犯行為等相談	29	18	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	7	62	0	0	0	0
	触法行為等相談	19	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	9	43	0	0	0	0
育成相談		140	127	0	2	0	1	0	0	1	0	8	0	0	1	4	0	0	22	306	1	1	0	0
	性格行動相談	121	120	0	1	0	0	0	0	1	0	8	0	0	1	4		0	17	273	1	1	0	0
	不登校相談	13	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2	22	0	0	0	0
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3	11	0	0	0	0
その他の相談		17	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1,012	1,033	0	0	0	0
合計		5,573	886	7	153	1	13	1	1	110	1	123	0	0	72	26	3	269	1,308	8,547	8	12	0	0

表2 年度別・区別対応件数

種別 年度及び区別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	保健福祉部 障害者福祉司 指導を（含む） 又は社会福祉主 事障害者福祉司	訓戒・誓約	児童福祉施設										指定医療機関委託	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム委託措置	法第27条第1項第4号による 家庭裁判所送致	障害児入所施設等への 利用契約	その他	合計
	助言指導		継続指導								他機関あつせん	入所						通所		中計							
												児童養護施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	児童心理治療施設	計									
																			乳児院								
元年度	5,504	1,122	17	188	0	9	1	9	73	3	27	88	10	4	7	7	143	0	0	143	1	57	19	1	186	1,120	8,443
2年度	4,930	1,226	5	233	0	29	1	3	68	5	13	85	7	3	5	6	119	3	3	122	0	58	23	4	272	1,477	8,456
3年度	5,317	1,166	6	211	0	37	1	0	83	6	20	81	16	1	3	2	123	0	0	123	0	70	34	5	231	1,382	8,672
4年度	5,161	893	9	213	0	40	2	0	84	1	13	53	11	2	2	4	85	0	0	85	0	64	30	2	285	1,468	8,586
5年度	5,573	886	7	153	1	13	1	1	110	1	21	81	15	1	2	3	123	0	0	123	0	72	26	3	269	1,308	8,547
中央区	684	140	0	18	1	0	0	0	4	0	7	9	0	0	0	0	16	0	0	16	0	11	1	0	20	198	1,093
北 区	751	122	0	34	0	1	0	0	25	0	4	14	1	0	0	0	19	0	0	19	0	18	2	0	51	152	1,175
東 区	1,016	133	4	19	0	1	0	1	13	1	5	15	0	1	1	2	24	0	0	24	0	9	6	1	30	235	1,493
白石区	764	119	0	15	0	1	0	0	16	0	4	17	8	0	0	1	30	0	0	30	0	8	1	0	11	166	1,131
厚別区	271	28	0	20	0	0	0	0	6	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0	5	0	5	1	0	11	71	418
豊平区	554	87	0	8	0	3	0	0	9	0	1	5	0	0	0	0	6	0	0	6	0	5	4	0	29	104	809
清田区	297	25	0	9	0	0	0	0	11	0	0	4	3	0	0	0	7	0	0	7	0	1	2	0	18	49	419
南 区	307	53	0	14	0	0	1	0	3	0	0	2	1	0	0	0	3	0	0	3	0	1	2	0	18	49	451
西 区	554	128	0	14	0	4	0	0	6	0	0	4	1	0	1	0	6	0	0	6	0	9	5	1	33	132	892
手稲区	363	45	0	2	0	3	0	0	16	0	0	6	1	0	0	0	7	0	0	7	0	3	2	1	51	73	566
管 外	12	6	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	15	39

措置停止・措置中等の調査・診断・指導

(単位：件)

区分	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	22	1,566
指定医療機関 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設	0	0
里親	11	1,052

養護相談の理由別処理件数

(養護相談の理由)

(単位：件)

区分	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を含む)	家族環境		その他	合計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	3	0	8	75	20	6	112
里親	0	3	0	9	38	17	4	71
面接指導	0	6	0	116	2,410	178	1,237	3,947
その他	0	2	0	6	104	23	142	277

(親権・後見人関係)

区分	法第28条第1項 第1号・第2号 による措置	法第28条第2項 による措置	親権喪失審判 の請求	親権停止審判 の請求
請求件数	1	0	0	0
承認件数	1	0	0	0

区分	管理権喪失審判 取消しの請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判取 消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求
請求件数	0	0	0	0
承認件数	0	0	0	0

区分	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	1	0
承認件数	2	0

表1 里親・里子の推移

年度区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録里親世帯数		262	301	330	411	452
	養育里親（専門里親兼務を除く）	193	224	249	320	352
	養育里親（専門里親兼務）	26	29	27	28	32
	養子縁組里親	32	37	42	50	55
	親族里親	11	11	12	13	13
委託里親世帯数（※）		119	130	135	140	151
	札幌児相からの里親委託	115	124	130	135	146
	他児相からの里親委託	6	8	5	8	7
委託児童数		168	173	186	194	206
	市内里親への委託	154	160	169	175	187
	市外里親への委託	14	13	17	19	19

表2 里子の委託・解除の推移

(単位: 人)

年度区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規委託		57	58	70	61	72
	里 親	34	45	48	44	49
	ファミリーホーム	23	13	22	17	23
委託解除		43	50	52	38	53
	家庭復帰	13	11	11	12	20
	養子縁組	2	6	13	6	5
	満年齢	7	4	4	3	9
	就 職	5	3	4	3	3
	措置変更	10	19	19	9	12
	その他	6	7	1	5	4

Ⅱ 相談業務

表3 里親に委託されている児童の状況

(単位: 人)

区 分	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数												年度末現在委託児童数
					解 除								変 更				
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	合 計	帰 宅	保護の必要がなくなり	養子縁組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	合 計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	そ の 他	
里親に委託された児童	19	26	4	49	12	5	8	0	0	0	4	29	4	4	0	8	206
ファミリーホームに委託された児童	4	15	4	23	8	0	1	0	0	3	0	12	1	3	0	4	78

(単位: 人)

区 分		年齢級別委託児童数					
		0 歳	1 ～ 6 歳	7 ～ 12 歳	13 ～ 15 歳	16 歳以上	合 計
里親に委託されている児童	男	4	34	35	17	13	103
	女	2	35	21	20	25	103
ファミリーホームに委託されている児童	男	1	8	15	12	5	41
	女	0	8	10	8	11	37

Ⅱ 相談業務

種別 相談援助 形態	養護相談			保 健 相 談	心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談					子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計				
札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年 1 月設置）																	
電話相談	3	800	803	34	1	0	0	0	13	19	5	181	218	2	0	29	1,087
来所相談	1	41	42	1	0	0	0	0	0	6	0	4	10	0	0	0	53
訪問相談	1	108	109	4	0	0	0	0	1	2	0	30	33	1	1	0	148
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
メール相談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	4
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
小 計	5	953	958	39	1	0	0	0	17	27	5	218	267	3	1	29	1,298
はくよう児童家庭支援センター（令和 3 年 4 月設置）																	
電話相談	56	683	739	0	96	0	0	0	10	11	0	6	27	0	0	51	913
来所相談	5	10	15	0	4	0	0	0	1	15	0	1	17	0	0	6	42
訪問相談	1	38	39	0	51	0	0	0	10	4	0	10	24	0	0	20	134
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	9	9	0	21	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	25	56
手紙相談	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	62	742	804	0	172	0	0	0	21	31	0	17	69	0	0	103	1,148
なんそうえん児童家庭支援センター（令和 5 年 4 月設置）																	
電話相談	56	412	468	2	3	5	0	5	61	13	0	6	80	2	1	140	701
来所相談	1	73	74	1	1	1	0	1	55	2	0	6	63	0	1	32	173
訪問相談	9	14	23	1	0	0	0	0	19	5	0	1	25	0	1	17	67
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0	0	0	79	0	0	1	80
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	66	499	565	4	4	6	0	6	215	20	0	13	248	2	3	191	1,023
合 計	596	4,606	5,202	83	218	9	1	10	1,162	424	23	1,182	2,791	24	14	522	8,864

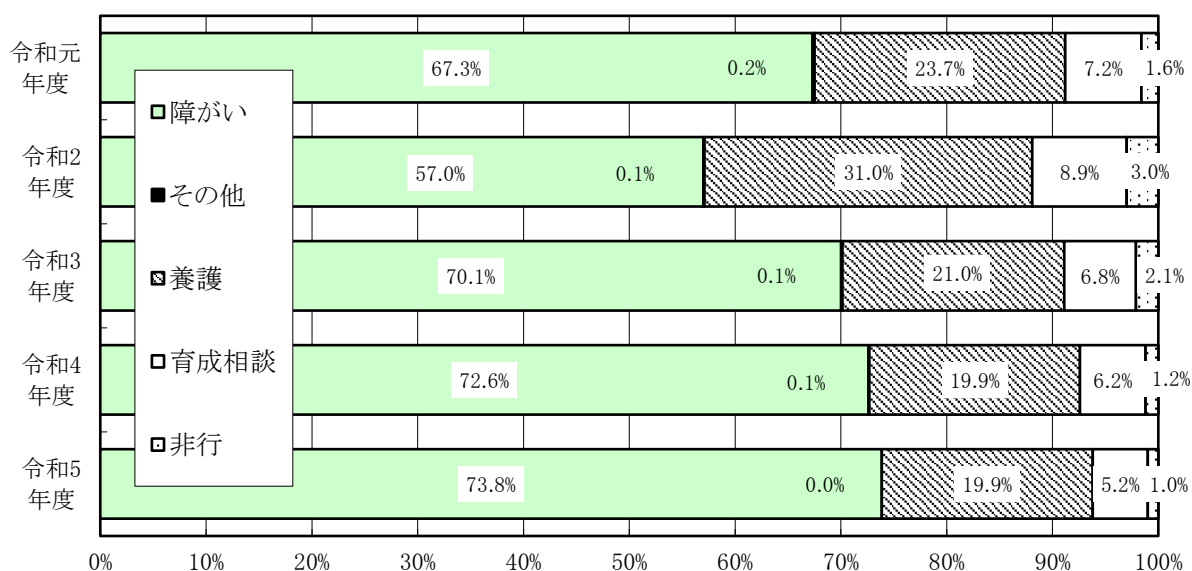
Ⅲ 判定業務

(7割を占める障がい判定)

障がい判定は2,205件で全体の73.8%を占めている。そのうち、知的障がい相談は1,850件、発達障がい相談は335件であった。これらの多くは療育手帳などの福祉的諸制度の活用のための判定である。諸証明の交付数は2,275件(表3)で、令和4年度より152件増加している。

令和5年度の障がい判定件数の増加についても、療育手帳再認定(再判定)時期の延長(新型コロナウイルス感染症対策に基づく措置)終了によるものと考えられる。

図1 相談種別判定割合の推移



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

図2 障がい相談判定の内訳

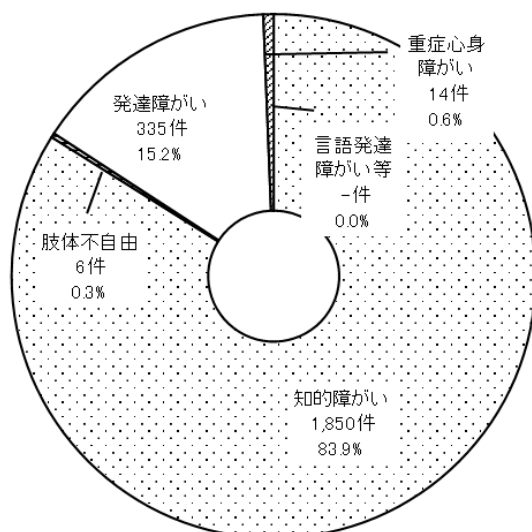
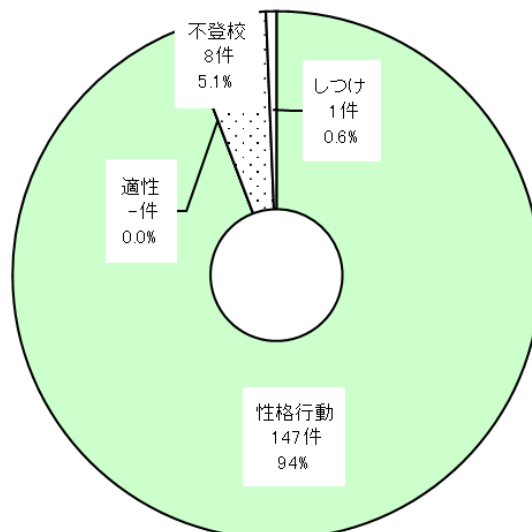


図3 育成相談判定の内訳



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

表2 判定率の推移

判定状況 年度と 相談種別	相談件数	判定件数	判定率 (%)
元 年 度	8,453	2,980	35.3
2 年 度	8,456	2,388	28.2
3 年 度	8,672	2,972	34.3
4 年 度	8,586	2,897	33.7
5 年 度	8,559	2,987	34.9
養 護 相 談	4,407	594	13.5
保 健 相 談	0	0	0.0
障 が い 相 談	2,707	2,205	81.5
肢 体 不 自 由	268	6	2.2
視 聴 覚 障 が い	0	0	0.0
言 語 発 達 障 が い 等	0	0	0.0
重 症 心 身 障 が い	34	14	41.2
知 的 障 が い	2,028	1,850	91.2
発 達 障 が い	377	335	88.9
非 行 相 談	105	31	29.5
ぐ 犯 行 為 等	62	20	32.3
触 法 行 為 等	43	11	25.6
育 成 相 談	307	156	50.8
性 格 行 動	274	147	53.6
不 登 校	22	8	36.4
適 性	0	0	0.0
し つ け	11	1	9.1
そ の 他 の 相 談	1,033	1	0.1

Ⅲ 判定業務

表3 諸証明用途別交付状況

用途	年 度 新・再	4年度			5年度		
		新	再	計	新	再	計
療 育 手 帳 判 定		651	1,108	1,759	720	992	1,712
特 別 児 童 扶 養 手 当 : 認 定 診 断 書		2	1	3	1	0	1
特 別 児 童 扶 養 手 当 : 参 考 用 検 査 結 果		101	29	130	180	104	284
障 害 児 福 祉 手 当 認 定 診 断 書 ・ 判 定 証 明 書		31	15	46	54	15	69
障 害 児 福 祉 手 当 : 参 考 用 検 査 結 果		9	4	13	14	9	23
障 が い 児 保 育 認 定		1	0	1	1	1	2
幼 稚 園 判 定 書		3	1	4	2	3	5
同 胞 の 保 育 所 入 所		0	0	0	0	0	0
税 控 除		0	0	0	0	0	0
高 等 養 護 学 校 受 験		11	0	11	4	0	4
就 職		0	0	0	0	0	0
1 歳 6 か 月 児 精 密 健 診		0	0	0	0	0	0
3 歳 児 精 密 健 診		0	0	0	0	0	0
5 歳 児 精 密 健 診		0	0	0	0	0	0
その他（その他の精密健診、通 園証明、支援費等含む）		121	35	156	139	36	175
合 計		930	1,193	2,123	1,115	1,160	2,275

表4 心理学的検査(推移)

年度	内容	知能検査 ※1	発達検査 ※2	人格検査 ※3	その他 ※4	合 計
元 年 度		1,977	474	331	1,076	3,858
2 年 度		1,409	353	333	1,073	3,168
3 年 度		2,018	417	255	1,034	3,724
4 年 度		2,021	441	252	912	3,626
5 年 度		2,106	451	306	308	3,171

(注) ※1 田中ビネー知能検査Ⅴ、改訂版鈴木ビネー検査、WISC-Ⅴなど
 ※2 遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査2020など
 ※3 P-Fスタディ、SCT、バウムテストなど
 ※4 面接、行動観察、プレイセラピーなど

(2) 医学的診断・在宅重症心身障がい児（者）への訪問診断の状況

令和5年度の医学的診断（在宅重症心身障がい児（者）への訪問診断も含む）は、340件であった。

令和5年度には、7名の医師が幼児・児童の心身の発達や問題行動などについて医学的側面からの指導を行っている。

表5 医学的診断・検査（推移）

年度	内 容	小 児 科	精 神 科	諸 検 査	重 症 心 身 訪 問 等	合 計
元 年 度		47	268	0	0	315
2 年 度		26	226	0	0	252
3 年 度		34	322	0	0	356
4 年 度		44	327	0	0	371
5 年 度		60	280	0	0	340

(3) 保健センターの健診後の精密健診の状況

令和5年度の保健センター健診後の精密健診の取り扱い件数は1件である。

表6 取扱件数(実数)

1歳6か月児	3 歳 児	5 歳 児	そ の 他	合 計
0	0	0	1	1

表7 心理診断(延べ数)

診 断 名	1歳6か月児	3 歳 児	5 歳 児	そ の 他
言 語 遅 滞	0	0	0	0
精 神 遅 滞	0	0	0	1
精神発達遅滞	0	0	0	0
自 閉 症	0	0	0	1
そ の 他	0	0	0	1
合 計	0	0	0	3

表8 事後指導状況(延べ数)

指 導 指 針	1歳6か月児	3 歳 児	5 歳 児	そ の 他
母子通所指導（週1回）	0	0	0	0
母子通所指導（月1回）	0	0	0	0
児童発達支援センター待機	0	0	0	0
経 過 観 察	0	0	0	0
他 機 関 紹 介	0	0	0	0
保 育 所 活 用	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	1
合 計	0	0	0	1

2. 通所指導・心理療法の状況 ※※※※※※※※※※※※※※※※

(1) 通所指導、心理療法の状況

令和5年度の通所指導数（2回以上）は705件で、令和4年度より49件増加している。指導回数別では5回以内の指導終了者が317件と約45%となっている。これらのケースについては、診断・指導方針を示した上で幼稚園・保育所や学校などの機関と連携をとりながら経過観察を続けていくものが多い。6回以上の指導を行ったケースは388件であり、そのうち10回以上の長期にわたるものは232件で令和4年度より57件増加している。これらのケースは長期の心理治療・療育指導を必要とするもので、不登校児・非行児・被虐待児などが対象となっている。

表1 通所指導回数内訳(推移)

(単位:件)

年度\回数	2回	3～5回	6～9回	10回以上	合 計
元 年 度	102	279	217	172	770
2 年 度	162	229	188	170	749
3 年 度	165	176	142	194	677
4 年 度	178	163	140	175	656
5 年 度	149	168	156	232	705

(2) 小・中学生等の長期通所指導の状況

非行・不登校等の問題がみられる児童を対象として、令和5年度は275名の小・中学生、中卒児について長期指導が行われた。これらの児童は、家庭環境上の問題や学校不適応を背景に持っている場合が多く、個別面接を中心に指導し、自己認識の深まりを促したり、家族間の調整を行うなどしている。

表2 長期個別通所指導小・中学生等の状況(6回以上)

(単位:人)

種別		(単位:人)						
区分		心身障がい	養 護	非 行	不 登 校	性格行動	そ の 他	合 計
小 学 生	男	0	46	0	1	20	0	67
	女	0	44	0	0	5	4	53
	計	0	90	0	1	25	4	120
中 学 生 以 上	男	0	40	11	2	31	0	84
	女	0	55	3	0	12	1	71
	計	0	95	14	2	43	1	155
合 計	男	0	86	11	3	51	0	151
	女	0	99	3	0	17	5	124
	計	0	185	14	3	68	5	275

(3) 医師による保護者へのカウンセリングの状況

平成13年度から、被虐待児の保護者や、強い育児不安を持つ保護者に対して、精神科医師によるカウンセリングを行っている。

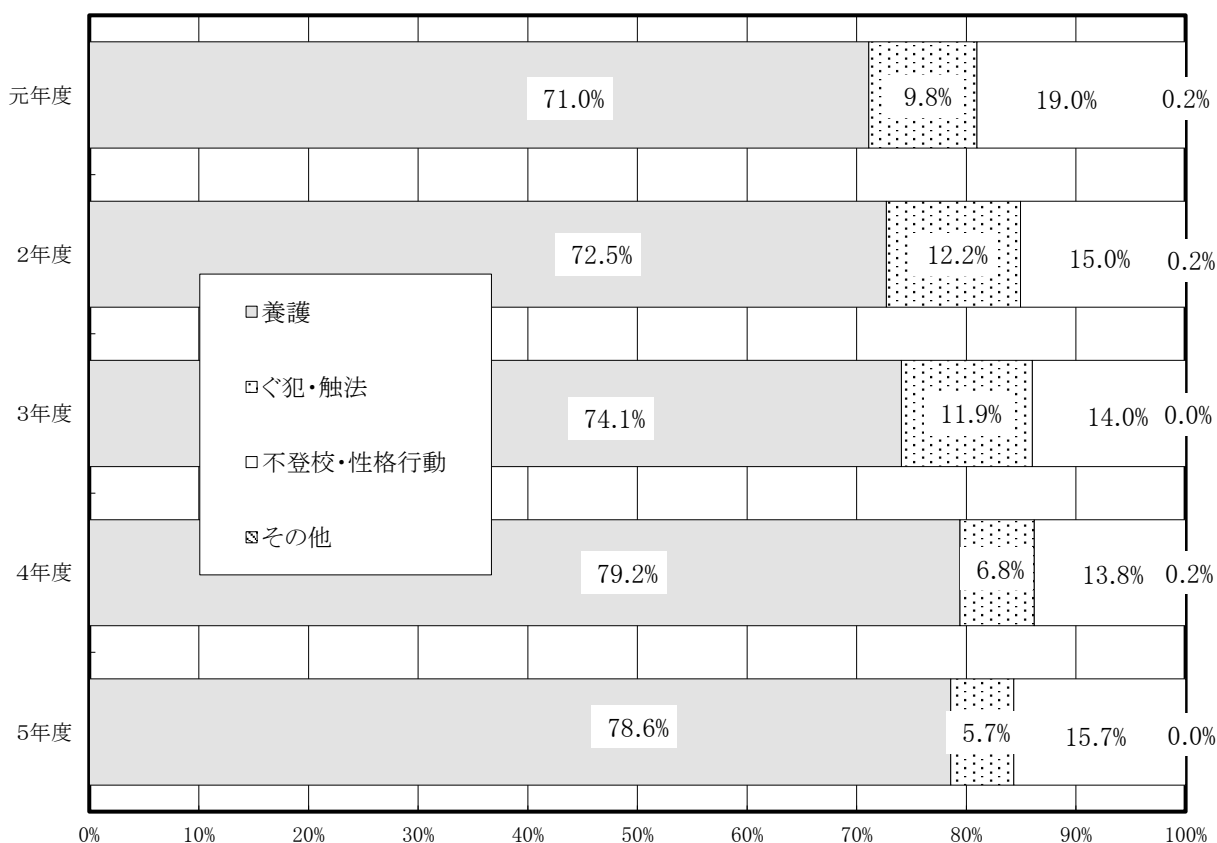
被虐待児の保護者に対しては、児童福祉司による指導に並行して、必要に応じて精神科医師によるカウンセリングを行っている。しかしながら、必ずしもカウンセリングに参加した全てのケースが継続して精神科医師との面接を望むわけではない。参加の意思を表明しながらも実際には来所に至らない場合も少なからずある。令和5年度のカウンセリングの件数は0件であった。実質的に保護者へのカウンセリングでありながら子どもの診察としてカウントされているケースがかなりあるが、それはこの数字に含まれていない。

表3 カウンセリング来所件数

(単位:人)

	1回	2～5回	6回以上	合計(件)	累計(回)
3年度	1	0	0	1	1
4年度	0	0	0	0	0
5年度	0	0	0	0	0

図1 相談種別一時保護割合の推移



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

(注) 数値は、各年度内に一時保護所を退所した児童が対象。

一時保護児童数（実人員）の相談種別推移では、養護事情による入所が最も多く、令和5年度で78.6%を占めている。次いで、不登校・性格行動事情は15.7%、ぐ犯・触法事情によるものが5.7%となっている。例年、養護事情による保護が首位を占めている。

(2) 年齢別入所状況

単位（人）

年齢 区分	1 以下	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合 計
延 人 員 計	63					137						253							453
	(13.9%)					(30.2%)						(55.9%)							(100.0%)
延 日 数 計	2,743					7,031						8,991							18,765
	(14.6%)					(37.5%)						(47.9%)							(100.0%)

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

(注) 数値は、各年度内に一時保護所を退所した児童が対象。

年齢別では、12歳以上の児童の保護が253人（55.9%）で最も多く、前年度同様、年齢層の高い児童の占める割合が高い。

5. 年齢別相談種別一時保護件数（受付） ※※※※※※※※※※

年齢(歳)		1 以下	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 以上	合 計	構 成 比 (%)
種別及び性別	養 護	0	10	5	6	13	9	10	13	10	16	15	19	13	14	18	16	7	0	194	76.1
	心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
男	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	1	0	0	9	3.5
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	1	0	0	7	2.7
子	性格行動	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	5	4	5	13	7	2	2	0	45	17.6
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
小 計	小 計	0	10	5	6	13	11	12	15	11	16	20	26	18	33	30	20	9	0	255	99.9
	構成比(%)	0.0	3.9	2.0	2.4	5.1	4.3	4.7	5.9	4.3	6.3	7.8	10.2	7.1	12.9	11.8	7.8	3.5	0.0	100.0	
女	養 護	1	6	10	7	5	9	3	8	9	7	12	16	14	20	20	12	2	1	162	81.9
	心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
子	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	1	1	0	9	4.5
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.5
小 計	性格行動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	3	11	1	5	1	0	26	13.1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計	小 計	1	6	10	7	5	9	3	8	9	9	14	17	20	33	23	18	5	1	198	100.0
	構成比(%)	0.5	3.0	5.1	3.5	2.5	4.5	1.5	4.0	4.5	4.5	7.1	8.6	10.1	16.7	11.6	9.1	2.5	0.5	100.0	
合 計	養 護	1	16	15	13	18	18	13	21	19	23	27	35	27	34	38	28	9	1	356	78.6
	心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
小 計	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	4	2	1	0	18	4.0
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	1	1	0	8	1.8
合 計	性格行動	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	7	5	8	24	8	7	3	0	71	15.7
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計	合 計	1	16	15	13	18	20	15	23	20	25	34	43	38	66	53	38	14	1	453	100.1
	構成比(%)	0.2	3.5	3.3	2.9	4.0	4.4	3.3	5.1	4.4	5.5	7.5	9.5	8.4	14.6	11.7	8.4	3.1	0.2	100.0	

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%にならない。

年齢別では、12歳以上の中高（卒）生の保護が253人で全体の二分の一以上を占めている。

一時保護の種別では、養護事情によるものが356人（78.6%）で最も多く、年代も幼児から学齢児まで幅広く分布している。ぐ犯・触法は26人（5.7%）で12歳から17歳に集中、性格行動は71人（15.7%）で年代は6歳から17歳まで幅広く分布している。

(1) 家庭児童相談室の相談状況

表 1 内容別年齢別相談

(単位：件)

種別	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい（自閉症）	ぐ犯行為等	触法行為等
3年度合計	297	6,112	8	-	-	24	3	9	50	14	1
4年度合計	254	4,199	15	1	-	19	1	20	76	7	3
5年度合計	461	3,923	15	1	-	30	-	6	46	9	4
0歳～6歳	228	2,506	2	1	-	5	-	2	10	-	-
7歳～12歳	172	984	6	-	-	20	-	3	33	5	1
13歳～15歳	44	306	3	-	-	3	-	1	3	4	1
16歳～17歳	17	121	4	-	-	2	-	-	-	-	2
18歳～	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-

種別	育成相談				その他の相談	合計	いじめ相談（再掲）
	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
3年度合計	156	299	8	32	117	7,130	-
4年度合計	205	270	25	45	65	5,205	-
5年度合計	220	232	15	51	71	5,084	-
0歳～6歳	25	9	4	19	62	2,873	-
7歳～12歳	136	149	8	21	6	1,544	-
13歳～15歳	46	67	3	8	3	492	-
16歳～17歳	13	7	-	3	-	169	-
18歳～	-	-	-	-	-	6	-

表 2-1 内容別相談（区毎）＜令和 5 年度＞

(単位：件)

種別	区	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
養護	相談	504	610	739	535	210	400	229	402	431	324	4,384
	虐待相談（再掲）	60	88	59	57	24	41	32	6	45	49	461
保健	相談			6			1			6	2	15
	肢体不自由								1			1
障がい相談	視聴覚障がい											-
	言語発達障がい等	1	3	11	8	1	1	1		3	1	30
	重症心身障がい											-
	知的障がい		2	3						1		6
	発達障がい	2	13	8	1	4	4	2		7	5	46
非行相談	ぐ犯行為等			5					1	2	1	9
	触法行為等			3						1		4
育成相談	性格行動	6	38	22	27	19	21	27	20	17	23	220
	不登校	13	33	30	16	26	23	17	16	28	30	232
その他の相談	適性	1		1		1	3	1	5	3		15
	育児・しつけ	2	7	4	5	1	3	23		5	1	51
合計	その他の相談	1		1	2	1	6	3	27	9	21	71
		530	706	833	594	263	462	303	472	513	408	5,084
いじめ相談（再掲）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-2 年齢別相談（区毎）＜令和 5 年度＞

(単位：件)

種別	区	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
0歳～6歳		352	384	491	392	137	265	148	242	272	190	2,873
	7歳～12歳	132	210	236	140	84	137	114	166	175	150	1,544
13歳～15歳		33	84	75	48	30	46	33	49	46	48	492
	16歳～17歳	12	25	31	14	12	14	8	15	19	19	169
18歳～		1	3							1	1	6
	合計	530	706	833	594	263	462	303	472	513	408	5,084

V 家庭児童相談室

(2) 各区要保護児童対策地域協議会実務者会議、個別ケース検討会議の状況

表 3-1 実務者会議取扱数

区	年度	5 年度							
		児童相談所				区（家児相）			
		新 規		継 続		新 規		継 続	
		世 帯	人 数	世 帯	人 数	世 帯	人 数	世 帯	人 数
中央		51	67	165	220	208	275	546	906
北		46	62	172	279	177	226	678	1,312
東		68	96	159	241	174	244	478	859
白石		57	84	118	170	183	228	616	1,090
厚別		12	12	54	76	59	90	289	466
豊平		23	29	66	87	157	247	605	1,034
清田		14	18	34	52	66	96	201	328
南		16	22	73	101	95	160	300	505
西		29	35	162	228	81	149	454	897
手稲		21	28	43	58	81	120	147	234
合 計		337	453	1,046	1,512	1,281	1,835	4,314	7,631

※継続は令和5年3月末時点

表 3-2 個別ケース検討会議開催回数、検討事例数

区	年度	4 年度		5 年度	
		開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央		60	78	101	141
北		80	136	90	137
東		70	129	69	136
白石		90	124	76	133
厚別		25	39	32	46
豊平		114	178	80	129
清田		32	52	32	72
南		34	66	29	50
西		67	119	87	151
手稲		25	43	25	42
合 計		597	964	621	1037

注：一事例につき複数回検討例あり。

VI 療育指導業務

(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）＜平成9年度～＞

本事業は、保健センターで実施の乳幼児健診において発達に心配や気にかかる面がある子どもに対して、児童福祉総合センターのほか、区保健センターや児童会館等の地域の会場で保育士と心理療法士が遊びを通して関わり、「月1回さっぽ・こども広場」と「週1回さっぽ・こども広場」で親子への支援を行っている。

また、希望に応じて発達検査の実施及び保護者学習会やサロン、ペアレント・プログラムの取組も実施している。

図1 さっぽ・こども広場の経路図（紹介から終了まで）

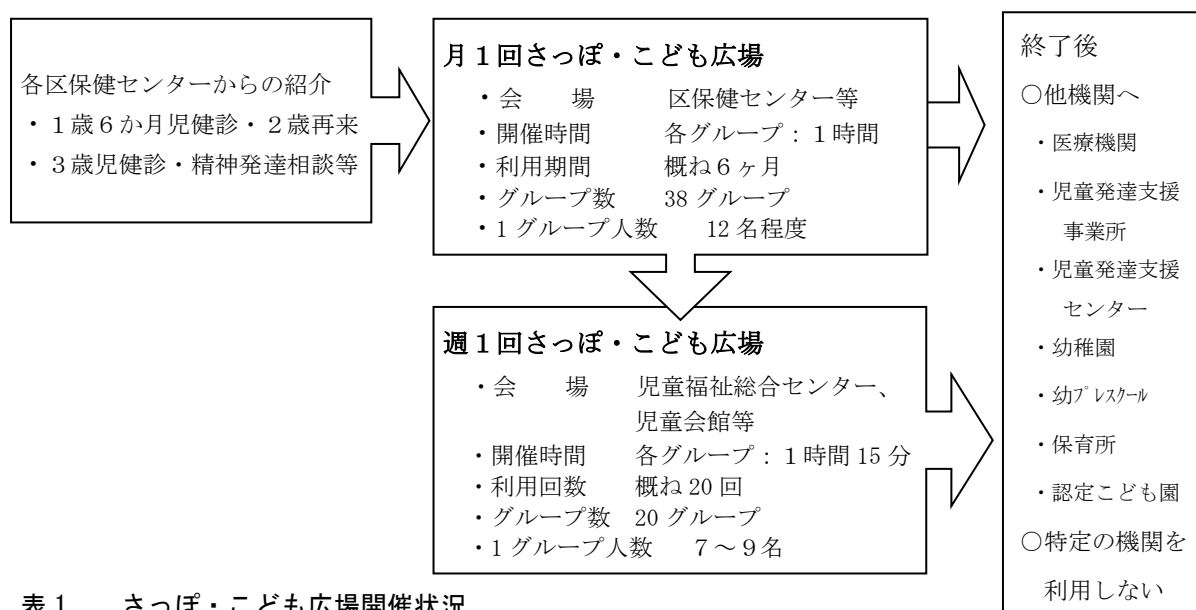


表1 さっぽ・こども広場開催状況

	時間帯	曜日	月	火	水	木	金
月1回さっぽ	保健センター ①10:00～11:00 ②11:30～12:30 ③14:00～15:00	第1週	南①②③		白石 A①②③	清田①②③	
		第2週	西 "	東①②③		手稲 "	
		第3週		センター "	白石 B①②③	豊平 A①②	
		第4週	北①②③	厚別 "	中央 "	豊平 B①②③	
週1回さっぽ	所内 ① 9:40～10:55 ②11:15～12:30	毎週	月グループ ①②			木グループ ①②	
		毎週 10:00～11:15	厚別区民センター（厚）	手稲前田児童会館（手）	真駒内五輪児童会館（南）	手稲東児童会館（西）	麻生児童会館（北）
			清田保健センター（清）	月寒児童会館（豊）	栄通児童会館（白）	北郷児童会館（白）	中島児童会館（中）
				新生児童会館（東）①②	北区民センター（北）①②		福住児童会館（豊） 元町児童会館（東）
	① 9:40～10:55 ②11:15～12:30						

・月1回さっぽ・こども広場は保育士3名・心理療法士2名の5名体制、週1回さっぽ・こども広場は保育士2～3名・心理療法士1～2名の4名体制で行う。

・月1回さっぽ・こども広場について、児童福祉総合センターは市内全域を対象としている。また、豊平・白石区は参加人数が多くA・Bに分けて実施している。

・年度当初、厚別南児童会館で実施していた週1回さっぽを7月より北郷児童会館に移し、よりニーズに合った会場配置に再構築した。

ア 月1回さっぽ・こども広場

月1回さっぽ・こども広場は、各区保健センターの事業である、1歳6か月児健診、3歳児健診での心理相談や精神発達相談を経て紹介された子どもを対象に、概ね6ヶ月の利用期間を設け実施し、子どもの発達状況を把握し、今後の進路に関する方向性を保護者とともに考えている。

表1 紹介状受理状況

	3年度	4年度	5年度(前年度比)
全区合計	702	687	560 (81.5%)

※近年、受理数減少で推移しているのは、保護者の稼働率の増加等の社会背景の影響が考えられる。

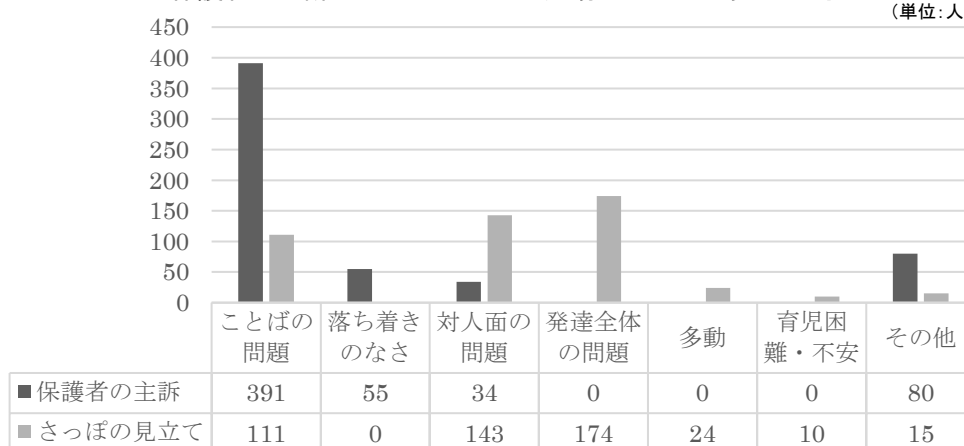
表2 令和5年度紹介状内訳

(単位：人)

区	紹介状 受理数	男女別		紹介経路				
		男	女	1.6健診	2歳再来	3歳健診	精神発達 相談	保健師 など
中央	87	59	28	37	22	3	15	10
北	58	39	19	32	6	1	8	11
東	81	50	31	29	23	7	13	9
白石	89	59	30	36	15	2	20	16
厚別	30	23	7	17	3	0	8	2
豊平	70	49	21	26	19	3	14	8
清田	41	25	16	17	5	1	12	6
南	40	25	15	9	4	1	9	17
西	54	40	14	13	4	3	17	17
手稲	10	5	5	4	1	1	1	3
合計	560	374	186	220	102	22	117	99

図1 保護者の主訴とさっぽ・こども広場スタッフの見立て対比

(単位：人)



上図は「月1回さっぽ・こども広場」を紹介された際の保護者の主訴とスタッフの見立てを対比したものである。(令和5年度紹介状受理した560人のうち、継続した参加や発達検査実施などで見立てが行えた477人を対象)

保護者主訴は「ことばの問題」が約70%を占めている。「落ち着きのなさ」を主訴とするものが約10%、「対人面の問題」は約6%である。

一方、スタッフによる見立てでは「ことばの問題」は約27%、「発達全体の問題」が約36%、「対人面の問題」が約30%を占めており、保護者の主訴との違いは大きい。

VI 療育指導業務

表3 月1回さっぽ・こども広場の参加状況と終了後の進路内訳 (単位:人)

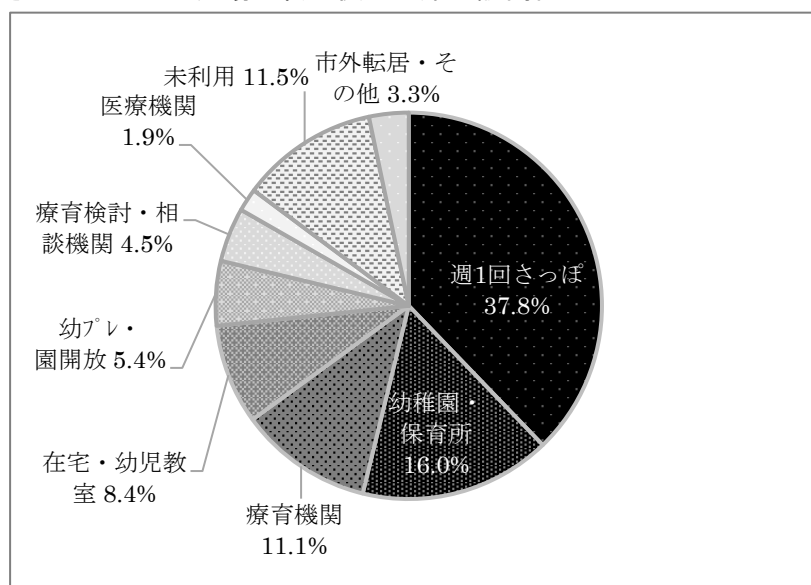
	年間 登録 実数	延べ 登録数	延べ 出席数	出席率	終了後の進路内訳									
					週1回 さっぽ	幼稚園 保育所	幼稚園 プレ 園開放	医療 機関	療育 機関	療育 検討・ 相談 機関	在宅 ・ 幼児 教室	未利用	市外 転居 ・ その他	終了 合計
中央	91	380	261	68.7	37	12	2	0	13	2	6	6	1	79
北	80	311	201	64.6	24	12	2	1	9	1	7	6	1	63
東	107	329	206	62.6	19	13	5	3	5	7	5	15	4	76
白石	100	464	336	72.4	34	10	6	1	9	1	12	14	5	92
厚別	40	190	141	74.2	15	7	3	1	1	2	4	4	2	39
豊平	96	382	263	68.8	22	13	5	3	10	3	5	4	1	66
清田	52	203	144	70.9	24	5	2	0	8	1	1	5	2	48
南	46	177	133	75.1	12	5	1	1	3	3	3	5	2	35
西	80	306	210	68.6	20	14	4	1	3	4	5	6	1	58
手稲	15	86	63	73.3	10	1	1	0	3	2	0	1	0	18
合計	707	2828	1958	69.2	217	92	31	11	64	26	48	66	19	574

※終了後の進路内訳の項目について

「幼稚園プレ」: 幼稚園プレスクール 「在宅」: 特定の集団に所属せず 「未利用」: 参加に至らなかったケース

※療育機関の中には「児童発達支援事業所」「児童発達支援センター」を含む。

図2 月1回さっぽ・子ども広場の終了後の進路内訳割合



・「週1回さっぽ・こども広場」への移行が最も多く、「幼稚園・保育所」「療育機関」など何らかの次の支援につながるケースが6割を超えている。終了時の年齢が低い場合には、特定の機関に所属せず家庭で様子を見るケースもある。

Ⅵ 療育指導業務

「月 1 回さっぱ・こども広場」終了児を対象に、概ね 20 回の利用期限を設け児童福祉総合センターや児童会館等を会場に実施している。

親子で小集団の遊びの経験を積み重ね、子どもの発達状態の理解を深めるとともに保護者自身が子どもの適切な進路を考えられるよう支援している。

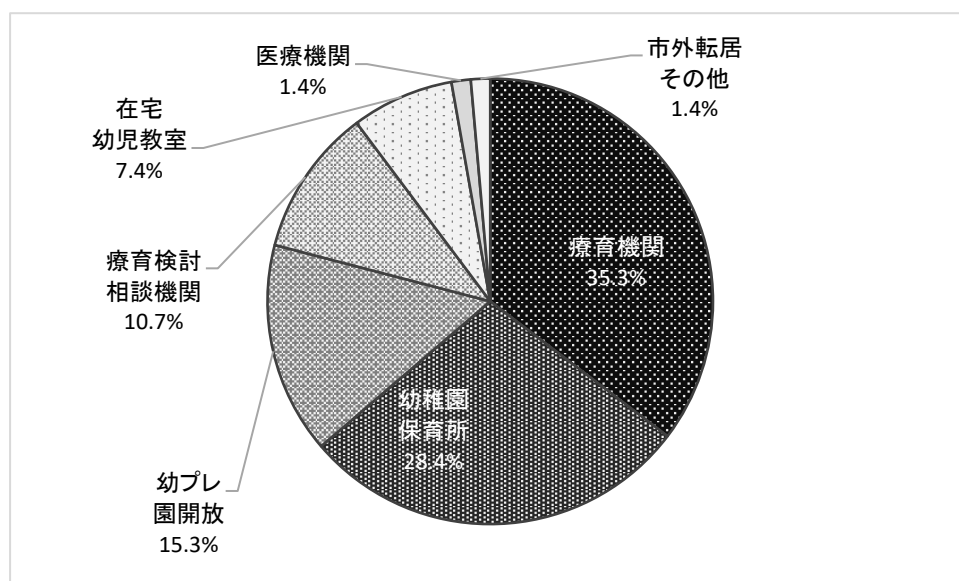
また、保護者間で支えあうことや情報交換ができるよう保護者間交流の機会を設けている。

表 1 「週 1 回さっぱ・こども広場」の参加状況と終了後の進路内訳

	ｸﾞﾙｰﾌﾟ	年間 登録 実数 (人)	延べ 登録数 (人)	延べ 出席数 (人)	出席率 %	終了後の進路内訳 (人)								終了 合計
						保 育 所 園	幼 園 開 放 レ	医 療 機 関	療 育 機 関	相 談 療 育 機 関 検 討	幼 児 在 宅 教 室	未 利 用	市 外 転 居 其 他	
所内さっぱ	月ｸﾞﾙｰﾌﾟ	30	478	403	84.3	4	2	0	5	6	1	1	1	20
	木ｸﾞﾙｰﾌﾟ	3	9	5	55.6	0	1	0	1	0	0	0	0	2
外さっぱ	清田 HC	22	320	258	80.6	6	4	1	2	3	2	1	0	19
	厚別 HC	20	264	204	77.3	5	3	0	3	2	2	0	0	15
	手稲前田 (手)	11	137	109	79.6	3	2	1	3	0	0	0	0	9
	新生 (東)	22	366	292	79.8	4	6	0	6	1	1	0	0	18
	月寒 (豊)	17	193	164	85	4	1	0	3	3	1	0	0	12
	真駒内 五輪(南)	15	197	163	82.7	2	1	0	3	0	3	0	0	9
	北区民 C	22	252	198	78.6	5	2	0	9	1	0	0	0	17
	栄通 (白)	23	267	219	82	6	3	0	4	1	1	0	0	15
	厚別南 (厚別)	4	18	15	83.3	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	手稲東 (西)	21	294	234	79.6	4	0	0	7	2	2	2	0	17
	北郷 (白)	13	188	152	80.9	4	2	0	5	0	0	0	0	11
	元町 (東)	19	278	228	82	5	2	0	7	1	2	0	0	17
	麻生 (北)	25	279	241	86.4	4	1	0	9	2	1	0	1	18
	中島 (中)	14	180	143	79.4	2	3	0	3	0	0	0	1	9
	福住 (豊)	11	167	135	80.8	2	0	1	6	1	0	1	0	11
所内さっぱ 合計		33	487	408	83.8	4	3	0	6	6	1	1	1	22
外さっぱ 合計		259	3400	2755	81	57	30	3	70	17	15	5	2	199
総合計		292	3887	3163	81.4	61	33	3	76	23	16	6	3	221

VI 療育指導業務

図1 「週1回さっぽ・こども広場」終了後の進路内訳割合



※終了後の内訳の項目について

「療育機関」：児童発達支援事業所と児童発達支援センター

「療育検討」：受給者証取得や児童発達支援事業所見学などを行っている場合

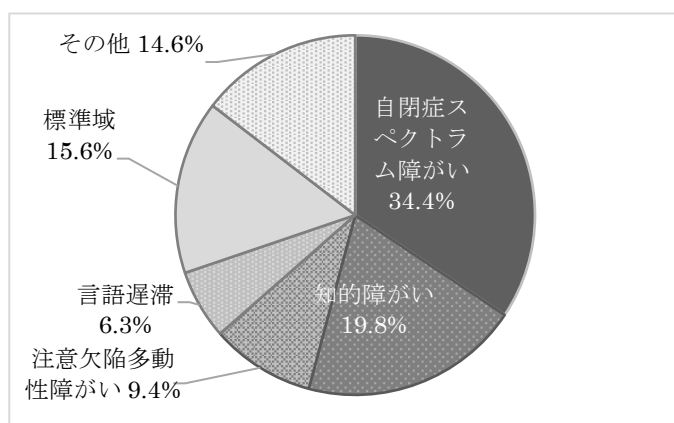
「相談機関」：幼児教育相談などの利用を予定している場合

- ・児童発達支援事業所や医療機関の利用者には、幼稚園・保育所を併用している児も多い。併用の場合は療育機関、医療機関の数に含む。（重複集計なし）
- ・週1回グループ終了後も進路としては、「療育機関」「幼稚園・保育所」など何らかの次の支援につながる割合は約64%、また継続的な集団参加の場合である「幼プレ・園開放」も含めると79%となる。
- ・紹介が健診時1歳6か月の場合、年齢的なものなのか、障がい特性なのか区別が付きにくい時期であること、また、さっぽ終了時にも就園年齢に達していないため、幼稚園プレや園開放などを利用しながら様子を見たいという保護者もいる。

ウ 発達検査

発達検査は、保護者が子どもの発達状態への理解を深めるため希望により実施し、結果を提示している。保護者にとっては、子どもの特性の理解を深め、関わり方や進路を考える上で参考となっている。

表1 発達検査所見（疑い及び傾向）



・発達検査等は医師の診断前に実施している。よって、所見は疑いや傾向を含むものである。

・在籍中1回検査を受けることができるが、終了前や進路選択時に受けるケースが多い。

・複数の所見の場合は、主となる傾向で分類しているが、自閉症スペクトラム障がいの所見のつくものが4割以上である。

・その他には、境界線級知能等が含まれる。

エ 家族支援について

在籍児や終了児も含め保護者向け学習会や保護者間交流の場の提供を行い、継続した支援を行っている。

保護者が子どもの特性を理解し、子育てへの自信を持つことや支えあう仲間を作ること、子育てをしていく上で大きな力となっている。

(ア) 在籍中の支援

a 【保護者学習会】通常の広場開催時間内に下記の4つを実施。

- ・親向けガイダンス（発達と子どもへの関わり方）
- ・福祉サービス説明（社会資源の説明など）
- ・先輩母の話（就学、就園や育児の経験談など）
- ・就園に向けての学習会（入園への不安や疑問の軽減〈講師：幼児教育支援員〉）

b 【さっぽろサロン】終了児との親子交流 ※参加者数は在籍児・終了児・保護者の総数

	さっぽろサロン（人）	春夏冬サロン（人）	合 計（人）
4年度	2,392	93	2,485
5年度	1,936	217	2,153

c 【日曜さっぽろ】父親・祖父母などの家族が参加できるよう年2回開催。

	9 月		2 月		合 計	
4年度	27 組	75 名	29 組	82 名	56 組	157 名
5年度	10 組	35 名	27 組	84 名	37 組	119 名

d 【相談業務】

※相談数は在籍児と終了児の総数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計 (人)
4年度	14	14	12	5	17	13	10	9	6	8	6	16	130
5年度	7	9	8	9	6	5	3	5	2	4	4	6	68

e 【ペアレント・プログラム】「札幌市家族支援事業」で実施している「家族支援プログラム」の一つ

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
4年度			5				5
5年度		11	9	1			21

※参加者内訳は、申込時点の子どもの年齢で分けている。

※令和4年度は週1在籍者1グループで試行実施、令和5年度の前期は週1在籍者2グループ、後期は月1在籍者も対象として2グループの合計4グループで実施した。

(イ) 終了後の支援

【さっぽろサロン】

上記（ア）b【さっぽろサロン参照】

【相談業務】

特に年齢による制限はなく対応。必要に応じ他機関を紹介している。

施 設 種 別 等	内 容
(5) 児童発達支援センター	主に就学していない知的発達に心配のある児童や肢体不自由児を通して、心身の発達等を支援することを目的とする施設であり、児童の保護者に対して相談援助も行っている。 ○市内に 9 施設
(6) 指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。支援の内容については(4) 医療型障害児入所施設と同じ。
(7) 子ども発達支援総合センター医療部門	発達の遅れや身体の障がい疑われる乳幼児を早期に診断し、治療やリハビリテーション、保育、家族支援などを行う、18 歳未満の子どもを対象とした医療と療育の施設。 ○市内に 2 施設
(8) 児童心理治療施設	軽度の情緒障がいをもつ児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこととする施設。 ○市内に 1 施設 ○道内には、他に 1 施設
(9) 児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。 ○道内に 3 施設
(10) 児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設。 ○市内に 6 施設
(11) ファミリーホーム 【小規模住居型児童養育事業】	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（「要保護児童」という。）について、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。入居定員は、5 人または 6 人まで。 ○市内に 16 カ所 ○道内には、他に 13 カ所（休止中は除く）

Ⅶ 施設福祉等

施設種別等	内 容
(12) 自立援助ホーム 【児童自立生活援助事業】	義務教育終了児童等に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業。入居定員は、5人から20人まで。 ○市内に15カ所 ○道内には、他に16カ所（休止中は除く）
(13) 地域小規模児童養護施設	地域社会の民間住宅等を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で、養護を実施することにより子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とした施設。入居定員は、6名までで5名を下回らないこと。 ○市内に15施設 ○道内には他に19施設（休止中は除く）
(14) 里親	保護者のない児童または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童を、里親の家庭に委託して養育する。 ①里親 児童を自己の家庭内に預かり養育することを希望する者であって、市長が適当と認めた者をいう。 ②里親の登録 里親希望者は、里親申請書を市長に提出する。 市長は、児童相談所の行なった家庭調査等に基づき、札幌市子ども子育て会議で意見を聴いたうえで登録する。 ③里親の種類 ○養育里親：要保護児童を養育する。 ○養子縁組里親：養子縁組を前提として児童を養育する。 ○専門里親：被虐待児童、非行の問題を有する児童及び障がい等を有する児童を専門に養育する。 ○親族里親：両親等児童を現に監護している者が死亡や行方不明、拘禁等により監護不能な状態において、3親等以内の親族が養育する。

※ 令和6年7月1日現在の施設数で助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く。

2. 民間児童福祉施設等助成事業 ※※※※※※※※※※※※※※※※

事業名	内容
(1) 児童福祉施設入所児童等高等学校入学支度金補助	児童福祉施設入所児童及び里親委託児童の高等学校、専修学校及び各種学校への入学時に必要な費用を補助する。 ① 対象児 札幌市内に所在する児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム及び医療型障害児入所施設に入所又は里親に委託し、高等学校等に入学した児童 ② 支給額 入学時の経費から国の措置費を控除した額について、 児童1人につき、公立 86,000 円以内 私立 270,000 円以内 ※ 令和6年度予算額 2,948 千円
(2) 児童福祉施設入所児童等職業訓練校入校費補助	児童福祉施設入所児童及び里親委託児童が職業訓練校に入校するときに必要な費用を補助する。 ① 対象児 札幌市内に所在する児童養護施設入所児童及び里親委託児童 ② 支給額 児童1人につき、100,000 円から国の措置費を控除した額
(3) 大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設入所児童等が大学等に進学するため措置解除となった場合、生活費等を補助する。 ① 対象児 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホーム入所児童並びに里親委託児童 ② 支給額 600,000 円（入学初年度に限り、50,000 円ずつ1年間にわたり支給） ※ 令和6年度予算額 6,532 千円
(4) 施設整備資金借入利子補助	社会福祉施設整備資金借入利子補助要綱に基づき社会福祉施設の新築、修理、改造、拡張、整備又は災害復旧に要する資金を借り入れた際の利子を補助する。 ※ 令和6年度予算額 4,301 千円（児童養護施設）

Ⅶ 施設福祉等

事業名	内容
(5) 産休代替職員雇用費補助	児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間に渡り継続する休暇を必要とする場合に、職員の母体保護又は専心療養の保障を図り、併せて児童福祉施設における入所者の処遇を確保するため、代替職員を臨時的に任用する児童福祉施設の設置者に対し、予算の範囲内においてその経費を補助する。 ※ 令和6年度予算額 631 千円（児童福祉施設及び乳児院）
(6) 児童養護施設等学習等支援事業費補助	児童養護施設に入所している児童や、里親等に委託措置している児童に家庭学習等の支援を行うことにより、児童の学習能力の向上や自主性及び社会性等の伸長を援助し、児童の社会的自立を促進することを目的に、その学習等支援を行う事業者に対し、その経費の一部を補助する。 ※ 令和6年度予算額 1,500 千円（児童養護施設及び里親等）

Ⅷ 資料

(2) 道内の児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海道中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町 2 丁目 1-1	011 (631) 0301
北海道旭川児童相談所	070-0040	旭川市 10 条通 11 丁目	0166 (23) 8195
〃 稚内分室	097-0002	稚内市潮見 1 丁目 11	0162 (32) 6171
北海道函館児童相談所	040-8552	函館市中島町 37-8	0138 (54) 4152
北海道帯広児童相談所	080-0801	帯広市東 1 条南 1 丁目 1-2	0155 (22) 5100
北海道釧路児童相談所	085-0805	釧路市桜ヶ岡 1 丁目 4-32	0154 (92) 3717
北海道北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町 36-3	0157 (24) 3498
北海道岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 9-16	0126 (22) 1119
北海道室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市寿町 1 丁目 6-12	0143 (44) 4152
〃 苫小牧分室	053-0045	苫小牧市双葉町 3 丁目 7-2 (苫小牧市こども相談センター内)	0144 (61) 1882

(3) 東京都及び政令指定都市児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
東京都児童相談センター	169-0074	東京都新宿区北新宿 4-6-1 (ダイヤルイン・掲載番号は事業課)	03 (5937) 2305
仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1-18-1	022 (219) 5111
さいたま市北部児童相談所	330-0071	さいたま市浦和区上木崎 4-4-10	048 (711) 3917
〃 南部児童相談所		さいたま市子ども家庭総合センター 「あいぱれっと」 4 階	048 (711) 2489
千葉市東部児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜 3-2-3	043 (277) 8820
〃 西部児童相談所			043 (277) 8821
横浜市中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町 3-44-2	045 (260) 6510
〃 西部児童相談所	240-0001	〃 保土ヶ谷区川辺町 5-10	045 (331) 5471
〃 南部児童相談所	235-0045	〃 磯子区洋光台 3-18-29	045 (831) 4735
〃 北部児童相談所	224-0032	〃 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045 (948) 2441
川崎市こども家庭センター	212-0058	川崎市幸区鹿島田 1-21-9	044 (542) 1234
〃 中部児童相談所	213-0013	〃 高津区末長 1-3-9	044 (877) 8111
〃 北部児童相談所	214-0038	〃 多摩区生田 7-16-2	044 (931) 4300
相模原市児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺 2-7-2	042 (730) 3500
新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町 1-57-1	025 (230) 7777
静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町 914-417	054 (275) 2871
浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央 1-12-1	053 (457) 2703
名古屋市中央児童相談所	466-0858	名古屋市昭和区折戸町 4-16	052 (757) 6111
〃 西部児童相談所	454-0875	〃 中川区小城町 1-1-20	052 (365) 3231
〃 東部児童相談所	458-0841	〃 緑区鳴海町字小森 48-5	052 (899) 4630
京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25	075 (801) 2929
〃 第二児童相談所	612-8434	〃 伏見区深草加賀屋敷町 24-26	075 (612) 2727

Ⅷ 資料

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
大阪市中央こども相談センター	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央 1-17-5	06 (4301) 3100
〃 南部こども相談センター	547-0026	〃 平野区喜連西 6-2-55	06 (6718) 5050
〃 北部こども相談センター	533-0032	〃 東淀川区淡路 3-13-36	06 (6195) 4114
堺市子ども相談所	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1	072 (245) 9197
神戸市こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-3-1	078 (382) 2525
岡山市こども総合相談所	700-8546	岡山市北区鹿田町 1-1-1	086 (803) 2525
広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町 2-15-55	082 (263) 0694
北九州市子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町 1-6	093 (881) 4556
福岡市こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜 2-1-28	092 (832) 7100
熊本市児童相談所	862-0971	熊本市中央区大江 5-1-50	096 (366) 8181

(4) 道庁関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海道立精神保健福祉センター	003-0027	札幌市白石区本通 16 丁目北 6-34	011 (864) 7121
北海道立女性相談援助センター	063-0033	〃 西区西野 3 条 9 丁目 12-36	011 (661) 3099
北海道立心身障害者総合相談所	064-0944	〃 中央区円山西町 2 丁目 1-1	011 (613) 5401
北海道立特別支援教育センター			011 (612) 6211

(5) 警察関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海道警察本部	060-8520	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011 (251) 0110
中央警察署	060-0001	〃 中央区北 1 条西 5 丁目	011 (242) 0110
北警察署	001-0024	〃 北区北 24 条西 8 丁目	011 (727) 0110
東警察署	065-0016	〃 東区北 16 条東 1 丁目	011 (704) 0110
白石警察署	003-0803	〃 白石区菊水 3 条 5 丁目	011 (814) 0110
厚別警察署	004-0052	〃 厚別区厚別中央 2 条 4 丁目	011 (896) 0110
豊平警察署	062-0907	〃 豊平区豊平 7 条 13 丁目	011 (813) 0110
南警察署	064-0929	〃 中央区南 29 条西 11 丁目	011 (552) 0110
西警察署	063-0032	〃 西区西野 2 条 5 丁目	011 (666) 0110
手稲警察署	006-0011	〃 手稲区富丘 1 条 4 丁目	011 (686) 0110

(6) 法務省関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌少年鑑別所	007-0802	札幌市東区東苗穂 2 条 1 丁目	011 (784) 7441
札幌保護観察所	060-0042	〃 中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	011 (261) 9225
札幌高等検察庁			011 (261) 9311
札幌地方検察庁			011 (261) 9313
札幌刑務所	007-8601	札幌市東区東苗穂 2 条 1 丁目	011 (781) 2011

Ⅷ 資料

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海少年院	066-0066	千歳市大和 4-746-10	0123 (23) 3147
紫明女子学院	066-0066	千歳市大和 4-662-2	0123 (22) 5141

(7) 裁判所関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌家庭裁判所	060-0042	札幌市中央区大通西 12 丁目	011 (221) 7281

(8) 道内の特別支援学校

区 分	学 校 名	設置 主体	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
視 覚 障 が い	札幌視覚支援学校 (旧：高等盲学校、 札幌盲学校)	北海道	064-8629	札幌市中央区南 14 条西 12 丁目 1-1	011 (561) 7107	011 (561) 2423
	函館盲学校		040-0081	函館市田家町 19-12	0138 (42) 3220	0138 (42) 3221
	旭川盲学校		070-0832	旭川市旭町 2 条 15 丁目	0166 (51) 8101	0166 (51) 8102
	帯広盲学校		080-2475	帯広市西 25 条南 2 丁目	0155 (37) 2028	0155 (37) 3768
聴 覚 障 が い	高等聾学校	北海道	047-0261	小樽市銭函 1 丁目 5-1	0134 (62) 2624	0134 (62) 2663
	札幌聾学校		001-0026	札幌市北区北 26 条西 12 丁目	011 (716) 2979	011 (758) 7617
	函館聾学校		042-0941	函館市深堀町 27-8	0138 (52) 1658	0138 (52) 1659
	旭川聾学校		070-0865	旭川市住吉 5 条 2 丁目 8-20	0166 (51) 6121	0166 (51) 6122
	室蘭聾学校		050-0071	室蘭市水元町 56-24	0143 (44) 1221	0143 (44) 1208
	帯広聾学校		080-2475	帯広市西 25 条南 2 丁目 7-8	0155 (37) 2017	0155 (37) 2017
知 的 障 が い	雨竜高等養護学校	北海道	078-2600	雨竜郡雨竜町字尾白利加 92-21	0125 (78) 3101	0125 (78) 3101
	札幌高等養護学校		006-0829	札幌市手稲区手稲前田 485-3	011 (685) 7744	011 (685) 7745
	札幌稲穂高等支援学校		006-0034	札幌市手稲区稲穂 4 条 7 丁目 12-1	011 (695) 6922	011 (695) 6951
	札幌あいの里高等支援学校		002-8074	札幌市北区あいの里 4 条 7 丁目 1-1	011 (770) 5511	011 (770) 5511
	千歳高等支援学校		066-0045	千歳市真々地 2-3-1	0123 (23) 6681	0123 (23) 6682
	白樺高等養護学校		061-1264	北広島市輪厚 621-1	011 (376) 2353	011 (376) 2024
	新篠津高等養護学校		068-1115	石狩郡新篠津村第 45 線北 13	0126 (58) 3280	0126 (58) 3281
	小樽高等支援学校		047-0261	小樽市銭函 1 丁目 10-1	0134 (61) 3400	0134 (61) 3430
	伊達高等養護学校		052-0012	伊達市松ヶ枝町 105-13	0142 (25) 5115	0142 (25) 5115
	今金高等養護学校		049-4304	瀬棚郡今金町今金 454-1	0137 (82) 3121	0137 (82) 3092
	函館高等支援学校		041-0802	函館市石川町 181-8	0138 (34) 2110	0138 (34) 2110
	北斗高等支援学校		049-0156	北斗市中野通 3 丁目 6-1	0138 (74) 3431	0138 (74) 3435
	旭川高等支援学校		070-0055	旭川市 5 条西 5 丁目	0166 (29) 5575	0166 (29) 5576
	美深高等養護学校		098-2252	中川郡美深町西町 25	01656 (2) 2155	01656 (2) 2156
	〃 あいべつ校		078-1403	上川郡愛別町字南町 27	01658 (6) 5811	01658 (6) 5812
	小平高等養護学校		078-3442	留萌郡小平町字鬼鹿田代 577-2	0164 (57) 1203	0164 (57) 1204
	紋別高等養護学校		099-5172	紋別市渚滑町元新 1 丁目 152-1	0158 (24) 1120	0158 (24) 1121
	新得高等支援学校		081-0032	上川郡新得町西 2 条南 7 丁目 2	0156 (64) 2020	0156 (64) 2021

Ⅷ 資料

区分	学 校 名	設置 主体	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
知的障 がい	中札内高等養護学校	北海道	089-1345	河西郡中札内村東 5 条南 1 丁目 8	0155 (68) 3266	0155 (67) 2077
	〃 幕別分校		089-0615	中川郡幕別町南町 81-1	0155 (55) 2121	0155 (55) 2122
	中標津支援学校		086-1053	標津郡中標津町東 13 条北 7 丁目 15-2	0153 (72) 6700	0153 (72) 6701
	夕張高等養護学校		068-0424	夕張市千代田 7-1	0123 (56) 5530	0123 (56) 5532
	美唄養護学校		072-0811	美唄市東 7 条南 3 丁目 1-1	0126 (62) 6511	0126 (62) 6512
	南幌養護学校		069-0232	空知郡南幌町緑町 5 丁目 1-1	011 (378) 2313	011 (378) 2319
	札幌養護学校		004-0069	札幌市厚別区厚別町山本 751-206	011 (896) 1311	011 (896) 1312
	〃 白桜高等学園		003-0876	札幌市白石区東米里 2062-10	011 (879) 2530	011 (879) 2531
	〃 共栄分校		061-1112	北広島市共栄 274-1	011 (373) 6859	011 (373) 6860
	星置養護学校		006-0853	札幌市手稲区星置 3 条 8 丁目 2-1	011 (682) 5110	011 (682) 5499
	〃 ほしみ高等学園		006-0860	札幌市手稲区手稲山口 740-1	011 (681) 6500	011 (681) 6511
	札幌伏見支援学校		064-8514	札幌市中央区伏見 4 丁目 4-21	011 (520) 5003	011 (520) 5004
	〃 もなみ学園分校		005-0850	札幌市南区石山東 3 丁目 4-1	011 (591) 8811	011 (591) 6181
	余市養護学校		046-0023	余市郡余市町梅川町 377-3	0135 (23) 7831	0135 (23) 6199
	〃 しりべし学園分校		048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内 564	0136 (72) 3903	0136 (72) 3903
	室蘭養護学校		050-0061	室蘭市八丁平 3 丁目 7-27	0143 (45) 8270	0143 (45) 8195
	苫小牧支援学校		059-1273	苫小牧市明德町 3 丁目 10-3	0144 (67) 6801	0144 (67) 6802
	平取養護学校		055-0107	沙流郡平取町本町 112-7	01457 (2) 3178	01457 (2) 3256
	〃 静内ペテカリの園分校		056-0023	日高郡新ひだか町静内ときわ町 1-1-35	0146 (43) 2918	0146 (43) 2918
	七飯養護学校		041-1112	亀田郡七飯町鳴川 5 丁目 21-1	0138 (65) 7004	0138 (65) 7004
	〃 おしま学園分校		049-0282	北斗市当別 697-55	0138 (75) 2717	0138 (75) 2717
	鷹栖養護学校		071-1233	上川郡鷹栖町北野西 3 条 2 丁目 1-1	0166 (87) 2279	0166 (87) 2261
	東川養護学校		071-1414	上川郡東川町新栄南 1 丁目 2-5	0166 (82) 4586	0166 (82) 4587
	稚内養護学校		098-6642	稚内市声間 5 丁目 23-7	0162 (26) 2292	0162 (26) 2293
	北見支援学校		090-0807	北見市川東 229-1	0157 (61) 0071	0157 (61) 0047
	紋別養護学校		094-0021	紋別市大山町 3 丁目 14	0158 (23) 9275	0158 (23) 9275
	〃 ひまわり学園分校		099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国 302-2	0158 (46) 2171	0158 (46) 2171
	帯広養護学校		080-2475	帯広市西 25 条南 2 丁目 7-3	0155 (37) 6773	0155 (37) 3649
	釧路養護学校		085-0054	釧路市暁町 11-1	0154 (25) 3439	0154 (25) 3439
	札幌豊明高等支援学校	札幌市	002-8034	札幌市北区西沢戸 4 条 1 丁目 1-1	011 (774) 2222	011 (774) 0764
	札幌みなみの杜 高等支援学校		005-0012	札幌市南区真駒内上町 4 丁目 7-1	011 (596) 0451	011 (588) 5020
	北海道教育大学 附属特別支援学校	国立大 学法人	041-0806	函館市美原 3 丁目 48-1	0138 (46) 2515	0138 (47) 8729
	日本体育大学 附属特別支援学校	学校 法人	093-0045	網走市大曲 1 丁目 6-1	0152 (67) 9141	0152 (67) 9142

Ⅷ 資料

区分	学 校 名	設置 主体	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
肢 体 不 自 由	岩見沢高等養護学校	北海道	068-0014	岩見沢市東町 2 条 8 丁目 960-3	0126 (23) 5055	0126 (23) 5130
	真駒内養護学校		005-0011	札幌市南区真駒内東町 2 丁目 2-1	011 (581) 1782	011 (581) 1892
	拓北養護学校		002-8091	札幌市北区南あいの里 3 丁目 1-10	011 (775) 2453	011 (775) 2455
	函館養護学校		042-0916	函館市旭岡町 2	0138 (50) 3311	0138 (50) 3312
	旭川養護学校		071-8142	旭川市春光台 2 条 1 丁目 1-8	0166 (51) 6507	0166 (51) 6507
	網走養護学校		099-2421	網走市呼人 149-2	0152 (48) 2137	0152 (48) 2137
	札幌豊成養護学校	札幌市	005-0030	札幌市南区南 30 条西 8 丁目 1-50	011 (583) 7810	011 (583) 7774
	札幌北翔支援学校		063-0831	札幌市西区発寒 11 条 6 丁目 2-1	011 (668) 5161	011 (668) 5163
病 弱	手稲養護学校三角山分校	北海道	063-0005	札幌市西区山の手 5 条 8 丁目 1-38	011 (633) 3020	011 (633) 3023
	札幌山の手支援学校	札幌市	063-0005	札幌市西区山の手 5 条 8 丁目 1-38	011 (611) 7934	011 (644) 5535
複 合	手稲養護学校 (肢体不自由・病弱)	北海道	006-0033	札幌市手稲区稲穂 3 条 7 丁目 6-1	011 (682) 1722	011 (682) 1926
	釧路鶴野支援学校 (聴覚・知的)		084-0924	釧路市鶴野 58-92	0154 (57) 9011	0154 (57) 3390

2. 児童福祉施設（関係分） ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

（1）乳児院

（令和6年6月1日現在）

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
社福	札幌乳児院	40	23	003-0859	札幌市白石区川北 2254-1	011 (879) 6262
〃	さゆり園	20	0	040-0054	函館市元町 15-13	0138 (22) 8558

（2）児童養護施設

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
社福	札幌育児園	24	21	061-2286	札幌市南区藤野 6 条 2 丁目 427-4	011 (591) 6601
〃	興正学園	36	33	001-0904	札幌市北区新琴似 4 条 9 丁目 1-1	011 (762) 7457
〃	羊ヶ丘養護園	45	39	062-0051	札幌市豊平区月寒東 1 条 17 丁目 4-33	011 (851) 3279
〃	柏葉荘	75	51	002-8022	札幌市北区篠路 2 条 9 丁目 1-15	011 (776) 0601
公財	鉄道弘済会札幌南藻園	30	26	064-0943	札幌市中央区界川 1 丁目 6-14	011 (561) 0668
社福	岩内厚生園	49	19	045-0012	岩内郡岩内町字宮園 1-2	0135 (62) 0729
〃	歌棄洗心学園	70	10	048-0415	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄 270	0136 (64) 5312
〃	旭川育児院	70	0	070-8072	旭川市台場 2 条 2 丁目 3-45	0166 (61) 4054
〃	黒松内つくし園	70	16	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内 562-1	0136 (72) 3033
〃	櫻ヶ丘学園	80	30	048-2335	余市郡仁木町銀山 2 丁目 247	0135 (33) 5024
〃	天使の園	36	10	061-1121	北広島市中央 4 丁目 5-7	011 (372) 3520
〃	北海愛星学園	35	6	048-1305	磯谷郡蘭越町字大谷 289	0136 (57) 5537
〃	北海暁星学院	40	6	057-0026	浦河郡浦河町字向別 470	0146 (22) 2459
〃	北光社ふくじゅ園	38	14	061-1106	北広島市西の里南 1 丁目 3-6	011 (375) 3237
〃	北光学園	40	3	099-0702	紋別郡遠軽町生田原伊吹 46-3	0158 (45) 2233
〃	美深育成園	32	3	098-2214	中川郡美深町字敷島 283	01656 (2) 1554
〃	函館国の子寮	60	7	042-0958	函館市鈴蘭丘町 38-7	0138 (50) 3267
〃	富良野国の子寮	45	1	076-0041	富良野市字鳥沼 509-1	0167 (22) 2935
〃	函館厚生院くるみ学園	40	0	041-0803	函館市亀田中野町 38-11	0138 (46) 4178
〃	わかすぎ学園	28	1	051-0003	室蘭市母恋南町 5 丁目 5-39	0143 (23) 7984
〃	十勝学園	40	1	080-0809	帯広市東 9 条南 21 丁目 1-9	0155 (27) 1001
〃	光が丘学園	30	7	068-0827	岩見沢市春日町 2 丁目 3-7	0126 (22) 4435
〃	釧路まりも学園	45	0	085-0804	釧路市白樺台 2 丁目 2-9	0154 (91) 3120

Ⅷ 資料

(3) 福祉型障害児入所施設

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
市	札幌市自閉症児支援センター（さぽこ）	27	8	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 （札幌市子ども発達支援総合センター内）	011（821）0081
社福	北海道社会福祉事業団 もなみ学園	56	15	005-0850	札幌市南区石山東3丁目5-1	011（591）8434
〃	ノビロ学園	45	20	004-0839	札幌市清田区真栄 483-4	011（887）3300
〃	北海道社会福祉事業団 太陽の園ひまわり学園	30	5	052-8585	伊達市幌美内町 36-58	0142（23）3549
〃	おしま学園	30	0	049-0282	北斗市当別 697	0138（75）2211
〃	しりべし学園	30	2	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内 565-2	0136（72）3173
〃	しずない心の杜	10	0	056-0001	日高郡新ひだか町静内目名 426-1	0146（42）3070
〃	美唄学園	30	3	072-0811	美唄市東7条南2丁目2-4	0126（62）5353
〃	きたみ学園	7	0	090-0807	北見市川東 226-2	0157（24）2701
〃	ひまわり学園	40	1	099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国 302-7	0158（46）2020
〃	つつじヶ丘学園	30	3	080-2475	帯広市西25条南4丁目10	0155（37）3029
〃	北海道社会福祉事業団 白糠学園	30	0	088-0351	白糠郡白糠町和天別 155-1	01547（2）5381
〃	室蘭言泉学園	30	1	051-0003	室蘭市母恋北町1丁目4-2	0143（50）6720

(4) 医療型障害児入所施設

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
社福	大倉山学院	－	2	047-0263	小樽市見晴町 20-2	0134（62）2510
〃	北海道療育園	－	0	071-8144	旭川市春光台4条10丁目1-1	0166（51）6524
〃	緑ヶ丘療育園	－	2	063-0003	札幌市西区山の手3条12丁目3-12	011（611）9301
〃	札幌あゆみの園	－	0	003-0859	札幌市白石区川北 2254-1	011（879）5555
〃	みどりの里	－	7	047-0008	小樽市築港 10-1	0134（32）5131
〃	美幌療育病院	－	0	092-0030	網走郡美幌町字美富 9	0152（73）3145
道	道立子ども総合医療・ 療育センター	－	1	006-0041	札幌市手稲区金山1条1丁目240-6	011（691）5696
〃	道立旭川子ども総合療 育センター	－	0	071-8142	旭川市春光台2条1丁目1-43	0166（51）2126

(5) 児童発達支援センター

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市かしわ学園	40	—	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011 (824) 1981
〃	札幌市はるにれ学園	30	—	060-0007	札幌市中央区北7条西26丁目 (札幌市児童福祉総合センター内)	011 (622) 8650
〃	札幌市みかほ整肢園	40	—	065-0017	札幌市東区北17条東5丁目2-1	011 (731) 5674
〃	札幌市ひまわり整肢園	30	—	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011 (824) 1922
社福	きらめきの里	30	—	004-0007	札幌市厚別区厚別町下野幌49	011 (898) 3929
〃	むぎのこ児童発達支援センター	47	—	007-0836	札幌市東区北36条東8丁目1-30	011 (753) 6468
〃	児童発達支援センター さんりんしゃ	24	—	063-0012	札幌市西区福井4丁目3-5	011 (666) 7781
〃	たくあいアクティビティ 「むう（夢）」	20	—	002-8071	札幌市北区あいの里1条6丁目1-2	011 (770) 5520
特医	ときわ発達支援センター	24	—	005-0853	札幌市南区常盤3条1丁目6-1	011 (593) 0074

(6) 指定発達支援医療機関

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
国立病院機構	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	56	0	063-0005	札幌市西区山の手5条7丁目1-1	011 (611) 8111
〃	〃 帯広病院	120	0	080-8518	帯広市西18条北2丁目16	0155 (33) 3155
〃	〃 函館病院	60	0	041-8512	函館市川原町18-16	0138 (51) 6281

(7) 子ども発達支援総合センター医療部門

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市子ども心身医療センター	—	—	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011 (821) 9861
〃	札幌市発達医療センター	—	—	060-0007	札幌市中央区北7条西26丁目 (札幌市児童福祉総合センター内)	011 (622) 8640

(8) 児童心理治療施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市児童心理治療センター（ここらぼ）	入所 23 通所 5	6	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011 (821) 0075
社福	バウムハウス	50	2	052-0012	伊達市松ヶ枝町243-1	0142 (21) 6006

(9) 児童自立支援施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
道	道立向陽学院	48	0	061-1102	北広島市西の里1015	011 (375) 3737
〃	道立大沼学園	48	1	041-1355	亀田郡七飯町字西大沼8	0138 (67) 2014
社福	北海道家庭学校	85	2	099-0408	紋別郡遠軽町留岡34	0158 (42) 2546

Ⅷ 資料

(10) 児童家庭支援センター

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
社福	興正こども家庭支援センター	-	-	001-0904	札幌市北区新琴似 4 条 9 丁目 1-1 (児童養護施設・興正学園内)	011 (765) 1000
〃	羊ヶ丘児童家庭支援センター	-	-	062-0051	札幌市豊平区月寒東 1 条 17 丁目 4-33 (児童養護施設・羊ヶ丘養護園内)	011 (854) 2415
〃	札幌南こども家庭支援センター	-	-	061-2286	札幌市南区藤野 6 条 2 丁目 427-4 (児童養護施設・札幌育児園内)	011 (591) 2200
〃	札幌乳児院児童家庭支援センター	-	-	003-0859	札幌市白石区川北 2254-1 (札幌乳児院内)	011 (879) 6264
〃	はくよう児童家庭支援センター	-	-	063-0023	札幌市西区平和 3 条 7 丁目 3-47	011 (676) 5208
公財	なんそうえん子ども家庭支援センター	-	-	064-0943	札幌市中央区界川 1 丁目 6-14 (児童養護施設・札幌南藻園内)	011 (561) 0783

(11) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
個人	ベテスダホーム	6	1	-	札幌市手稲区	-
一社	ファミリーホームひかり	6	4	-	札幌市南区	-
社福	ガブリエルホーム	6	6	-	札幌市東区	-
NPO	スミールヒュース	6	6	-	札幌市南区	-
個人	ファミリーホーム望みの家	6	4	-	札幌市西区	-
個人	ファミリーホームラポール輝	6	5	-	札幌市北区	-
個人	風音	6	4	-	札幌市清田区	-
個人	ファミリーホーム翼の家	6	6	-	札幌市南区	-
社福	ベーテルホーム	6	5	-	札幌市東区	-
個人	ファミリーホームおおぞらの家	6	5	-	札幌市豊平区	-
個人	ファミリーホーム PointRing	6	4	-	札幌市東区	-
社福	ファミリーホームグレープ	6	6	-	札幌市東区	-
社福	ファミリーホームミモザ	6	5	-	札幌市東区	-
個人	みのりホーム	5	5	-	札幌市豊平区	-
個人	ファミリーホームジーザスホーム	6	4	-	札幌市北区	-
個人	ファミリーホームみっちゃんち	6	0	-	札幌市東区	-
-	ファミリーホームぶどう	6	0	-	奈井江町	-
-	ファミリーホームはせがわ	6	0	-	旭川市	-
-	ファミリーホームのあ	6	0	-	網走市	-
-	ファミリーホームいしかり	6	0	-	石狩市	-
-	ファミリーホーム三神家	6	3	-	恵庭市	-
-	ファミリーホームフリフリ	6	0	-	江別市	-
-	ファミリーホームろっく	6	1	-	岩内町	-

Ⅷ 資料

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
-	ファミリーホームゆりかごの家	6	0	-	旭川市	-
-	ファミリーホーム みんなのおうち	6	0	-	帯広市	-
-	ファミリーホームプレイズ	6	0	-	当別町	-
-	ファミリーホーム おたるの家	6	2	-	小樽市	-
-	ファミリーホームひなたぼっこ	6	0	-	釧路市	-
-	ファミリーホームむぎのいえ	5	0	-	新得町	-

(12) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
-	たんぽぽ苑	6	4	-	札幌市中央区	-
-	ぽみえ	6	3	-	札幌市豊平区	-
-	カーサ・デチップ	6	0	-	札幌市白石区	-
-	子どもシェルターレラピリカ	6	0	-	-	-
-	MaAya の家 さっぽろ	6	1	-	札幌市東区	-
-	とらい・あんぐる	6	4	-	札幌市西区	-
-	雛菊寮	6	0	-	札幌市東区	-
-	ミカエル宮の森自立援助ホーム	7	5	-	札幌市中央区	-
-	ミカエル南2条自立援助ホーム	6	6	-	札幌市中央区	-
-	ミカエル山の手自立援助ホーム	8	2	-	札幌市西区	-
-	ミカエル山鼻自立援助ホーム	8	0	-	札幌市中央区	-
-	はむん・ほーむ	6	6	-	札幌市西区	-
-	ぴあ・くおーれ	9	5	-	札幌市南区	-
-	アルバ	7	1	-	札幌市北区	-
-	はっぴーらいふ南平岸	6	0	-	札幌市豊平区	-
-	ふくろうの家	6	1	-	函館市	-
-	ぼれぼれ	6	0	-	釧路市	-
-	MaAya の家	6	0	-	当別町	-
-	サイド7	6	0	-	函館市	-
-	がんばうホーム	6	1	-	遠軽町	-
-	K C ホームズ	9	0	-	釧路市	-
-	K C カルム	15	0	-	釧路市	-
-	子どもシェルター風凩	5	1	-	-	-
-	イメル・トム	5	0	-	旭川市	-

Ⅷ 資料

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
-	イメル・ラム	6	1	-	旭川市	-
-	ルピナス小樽	6	1	-	小樽市	-
-	めぐみの家	6	0	-	滝川市	-
-	アルク	6	0	-	釧路市	-
-	ルピナス千歳	6	0	-	千歳市	-
-	自立援助ホーム友和	6	0	-	小樽市	-
-	自立援助ホームいちご	6	0	-	旭川市	-

(13) 地域小規模児童養護施設

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
社福	興正チャイルドホーム (興正学園)	6	5	062-0931	札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 8-2	011 (826) 3675
〃	興正チャイルドホーム西岡 (興正学園)	6	6	062-0033	札幌市豊平区西岡 3 条 2 丁目 4-26	011 (857) 3321
〃	興正チャイルドホーム平岸 (興正学園)	6	5	062-0932	札幌市豊平区平岸 2 条 11 丁目 5-10	011 (832) 1613
〃	興正チャイルドホーム中の島 (興正学園)	6	4	062-0922	札幌市豊平区中の島 2 条 1 丁目 3-30	011 (827) 6232
〃	興正チャイルドホーム円山 (興正学園)	6	4	064-0944	札幌市中央区円山西町 3 丁目 5-51	011 (590) 0551
〃	白樺 (羊ヶ丘養護園)	6	6	062-0054	札幌市豊平区月寒東 4 条 17 丁目 4-18	011 (827) 6117
〃	きよた (羊ヶ丘養護園)	6	5	004-0813	札幌市清田区美しが丘 3 条 2 丁目 8-2	011 (398) 8450
〃	ひまわり (柏葉荘)	6	6	006-0807	札幌市手稲区新発寒 7 条 9 丁目 4-20	011 (699) 6785
〃	すずらん (柏葉荘)	6	6	006-0822	札幌市手稲区前田 12 条 10 丁目 15-20	011 (699) 6008
〃	ぴーす (柏葉荘)	6	4	063-0023	札幌市西区平和 3 条 7 丁目 3-47	011 (676) 5030
〃	ひんな (柏葉荘)	6	6	002-0853	札幌市北区屯田 3 条 3 丁目 9-19	011 (776) 7756
〃	みらい (柏葉荘)	6	6	002-8052	札幌市北区篠路町上篠路 109-6	011 (792) 9922
公財	たんぼぼ (札幌南藻園)	6	6	064-0943	札幌市中央区界川 1 丁目 6-9	-
〃	あじさい (札幌南藻園)	6	6	064-0941	札幌市中央区旭ヶ丘 3 丁目 3-20	-
〃	すずらん (札幌南藻園)	6	6	064-0941	札幌市中央区旭ヶ丘 3 丁目 3-19	-
社福	いちい (くるみ学園)	5	0	041-0807	函館市北美原 1 丁目 28-6	0138 (47) 5040
〃	こぶしホーム (北海愛星学園)	6	0	048-1301	蘭越町蘭越 472-9	0136 (57) 5537
〃	KUU まこまない (北海愛星学園)	6	2	005-0022	札幌市南区真駒内柏丘 8 丁目 4-55	011 (211) 8851
〃	すぎなホーム (黒松内つくし園)	6	3	048-0101	黒松内町字黒松内 340-1	0136 (72) 3320
〃	せんしん寮 (歌棄洗心学園)	6	2	048-0415	寿都町歌棄町歌棄 220-1	0136 (64) 5312

Ⅷ 資料

設置 主体	施 設 名	定員	札幌市 措置人数	郵便番号	所 在 地	電話番号
社福	れんじゃくホーム (旭川育児園)	6	0	070-8043	旭川市忠和 3 条 6 丁目 5-21	0166 (73) 5167
〃	星の家 (美深育成園)	6	0	097-0003	稚内市こまどり 4 丁目 5-10	0162 (73) 0580
〃	旭の家 (美深育成園)	6	0	071-1423	東川町東町 3 丁目 6-17	0166 (74) 6150
〃	きずなホーム (北光学園)	6	0	099-0701	遠軽町生田原 596-46	0158 (45) 2206
〃	楓 (わかすぎ学園)	6	0	051-0003	室蘭市母恋南町 4 丁目 2-11	0143 (22) 3213
〃	鈴蘭 (わかすぎ学園)	6	0	053-0851	苫小牧市山手町 2 丁目 12-6	0144 (56) 5544
〃	はまなす (わかすぎ学園)	6	0	053-0032	苫小牧市緑町 1 丁目 10-1	0144 (84) 3600
〃	はみんぐ (十勝学園)	5	0	080-0809	帯広市東 9 条南 20 丁目 14-21	0155 (27) 0030
〃	ひぶなホーム (まりも学園)	6	0	085-0815	釧路市材木町 13 - 16	0154 (41) 7055
〃	さくら (櫻ヶ丘学園)	6	2	046-0003	余市町黒川町 15 丁目 14-13	0135 (48) 6088
〃	アドニス (ふくじゅ園)	6	2	061-1106	北広島市西の里南 2 丁目 11-2	011 (376) 0573
〃	ハルニレ (ふくじゅ園)	6	5	061-1106	北広島市西の里南 2 丁目 11-2	011 (376) 0573
〃	シラカバ (ふくじゅ園)	6	3	061-1106	北広島市西の里南 2 丁目 11-2	011 (376) 0573
〃	つくしの家 (天使の園)	6	4	061-1127	北広島市新富町 2 丁目 3-16	011 (372) 3520
〃	シマエナガホーム	6	0	070-8044	旭川市忠和 4 条 4 丁目 7-248	0166 (73) 5167

Ⅷ 資料

3. 相談関係機関電話番号一覧 ※※※※※※※※※※※※※※※※

ひとりで悩まず ダイヤルを

相談窓口	電話番号	相談時間
札幌市教育センター 教育相談室 (札幌市教育委員会) ・教育相談 ～学校生活や友達関係、学習のつまずきや遅れ、いじめ、不登校など	671-3210	月～金 8:45～17:15 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
いじめ電話相談 (札幌市教育委員会) ・教育相談 ～いじめ問題、不登校など	0120-127-830	月～金 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
24時間子供 SOS ダイヤル (全国共通 24 時間) ・教育相談 ～いじめ問題、不登校など	0120-0-78310	年中無休・24 時間対応
子どもの人権 110 番 (札幌法務局) ・子どもの人権に関する相談 ～いじめ、体罰、虐待など	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関) ・児童相談 ～いじめなど子どもの権利侵害に関することや、子どもに関わる様々な悩みなど	子ども専用 0120-66-3783 大人用 211-3783	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
少年相談 110 番 (北海道警察本部 少年サポートセンター) ・児童相談 ～非行、少年の犯罪被害、少年の悩みごとなど	0120-677-110	月～金 8:45～17:30 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
子ども安心ホットライン (子ども虐待相談) ・児童相談 ～児童虐待を含む子どもに関する様々な問題についてなど	622-0010	年中無休・24 時間対応
羊ヶ丘児童家庭支援センター (YOU・勇・コール) ・児童相談 ～養育上の悩み、非行、不登校、いじめ、虐待など	854-2415	年中無休 9:00～18:00

相談窓口	電話番号	相談時間
興正こども家庭支援センター ・児童相談 ～育児・養育上の悩み、発達、不登校、いじめ、虐待など	765-1000	月～金 9:00～17:00
札幌南こども家庭支援センター ・児童相談 ～子どもの虐待や子育ての悩みなど、子どもの福祉に関する問題についてなど	591-2200	年中無休・緊急時 24 時間対応
はくよう児童家庭支援センター ・児童相談 ～育児相談、発達相談、虐待、不登校についてなど	676-5208	月～土 9:00～17:00
札幌乳児院児童家庭支援センター ・育児相談 ～産後うつ、育児ストレス、育児・養育上の悩み、虐待など	879-6264	月～金 9:00～17:30
なんそうえん子ども家庭支援センター ・育児相談 ～育児・養育上の悩み、不登校、発達相談など	561-0783	月～土 9:00～18:00
ひとり親家庭支援センター ・ひとり親家庭相談 ～母子・父子・寡婦を対象とした生活一般、離婚前の相談など	631-3353 父子専用 632-7132	月 ～ 金 12:00～19:00 土・日・祝 10:00～17:00 (父子専用、火・木・土のみ) (年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
札幌市子ども発達支援総合センター (ちくたく) ・発達相談 ～子どもの発達や障がい、こころの悩みなどの相談	821-9861	月～金 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
北海道クリスチャンセンター (家庭福祉相談室) ・療育相談 ～発達の遅れやかたより、発達障がい児の養育など	746-6374	月～金 9:30～17:00 (祝日・休日・年末年始 12 月 29～1 月 5 日を除く)
札幌こころのセンター (札幌市精神保健福祉センター) ・こころの健康、依存症などに関する相談	622-0556	平日 9:00～17:00 ※平日 17:00～21:00 及び土日祝日 10:00～16:00 については、こころの健康相談統一ダイヤル ☎ 0570-064-556 より、相談をお受けしています。 (12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

Ⅷ 資料

家庭児童相談室（各区健康・子ども課）月～金 8：45～17：15（祝日・休日・年末年始12月29日～1月3日を除く）				
・児童相談 ～家庭環境、虐待、保健、発達の遅れ、不登校、いじめ、非行など				
中央区	205-3353	北 区	757-1182	東 区 711-3212 白石区 862-1881
厚別区	895-2497	豊平区	822-2423	清田区 889-2049 南 区 581-5211
西 区	621-4241	手稲区	688-8596	

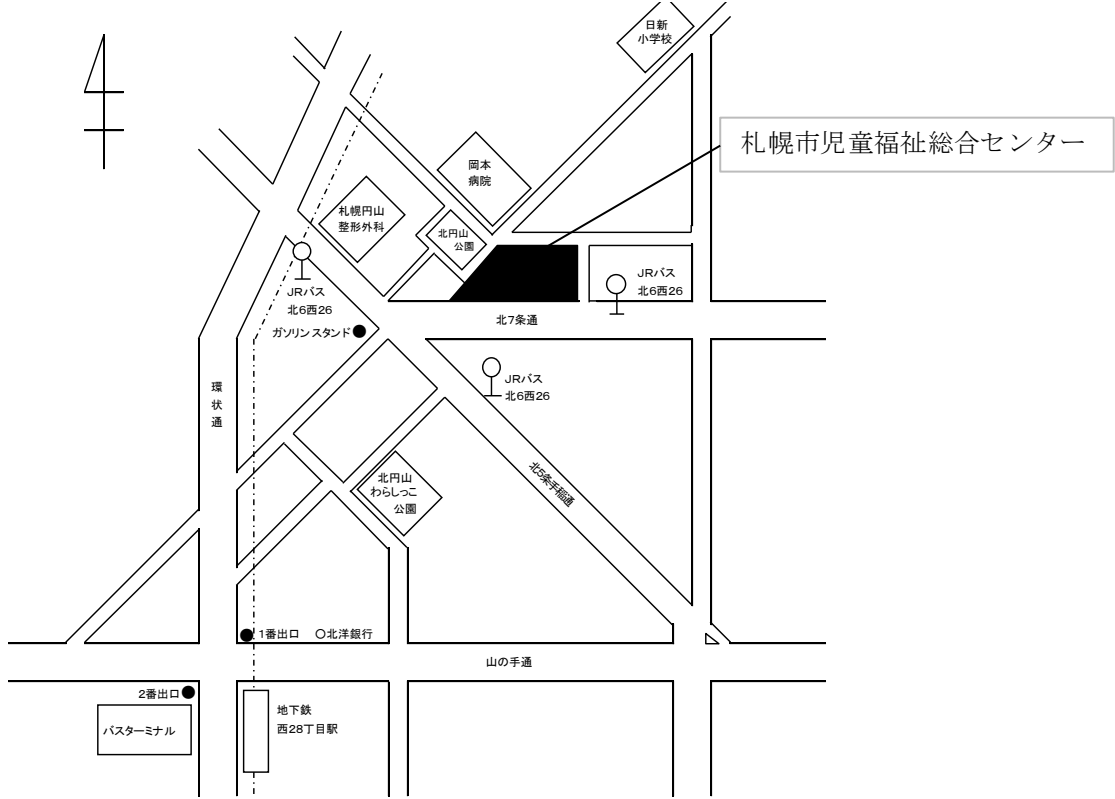
さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

・子どもの状態にあった適切な医療機関をご案内（平日のみ。10：00～15：00）

～こころの悩みを抱える子ども、発達障がい疑われる子ども

機関名	担当区	電話番号	休憩時間
氏家記念こどもクリニック	中央・東	080-3231-6164	13：00～14：00
五稜会病院	北	771-5660	12：00～13：00
楡の会こどもクリニック	厚別	898-4766	12：00～13：00
子ども心身医療センター地域支援室	白石・豊平	090-3111-8061	12：15～13：00
ときわ病院（相談室こすもす）	清田・南	593-0556	12：00～13：00
ときわ病院（相談室あじさい）	西・手稲	080-2878-0556	12：00～13：00

案内図



地下鉄／東西線西28丁目駅1番出口 徒歩8分

バス／北6条西26丁目停留所 徒歩1分

- J Rバス… 31番・地下鉄琴似駅前～（市立病院経由）～大通西4丁目
58番・琴似営業所前～（北5西20経由）～札幌駅前
55番・手稲営業所前～J R札幌駅
57番・手稲鉤山～J R札幌駅
61番・地下鉄宮の沢駅前（西区役所前経由）～J R札幌駅 他

業務概要

令和6年版

< 令和5年度実績 >

令和6年12月発行

編集・発行

札幌市児童相談所

〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目

TEL (011) 622-8620

FAX (011) 622-8701

市政等資料番号

01-G03-24-2116

